長崎県資源管理指針

平成 23 年３月 30 日策定
（令和３年４月 13 日最終変更）

第１　長崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

１．長崎県の漁業概観

（１）海域の特徴

本県は、九州の西北端に位置し、広大な大陸棚を有する東シナ海及び東シナ海と日本海をつなぐ対馬海峡に面し、数多くの島嶼、半島から形成されている。海岸地形は、複雑で、海岸線の総延長は全国の約 12%にあたる 4,184km に及ぶ。長い海岸線には根付け資源、沿岸・沖合域には東シナ海と日本海を回遊する様々な魚種が来遊するなど、多くの魚介類に恵まれ、いかつり、小型底びき網、さし網、定置網、釣り、採介、採藻等の多種多様な漁法からなる沿岸漁業や魚類、真珠を中心とする海面養殖業が営まれている。

（２）資源・来遊状況

本県の海面漁業は昭和 50 年代から 60 年代にかけて 80 万トンを超える生産を維持してきたが、平成３年以降のマイワシ資源の激減、外国漁船との漁場競合、大中型まき網、以西底びき網経営体の撤退等に伴い、大幅に減少している。平成 14 年以降 300 千トン前後で推移し、横ばい傾向にあり、平成 30 年は 314 千トンと前年に比べ、26 千トン減少した。

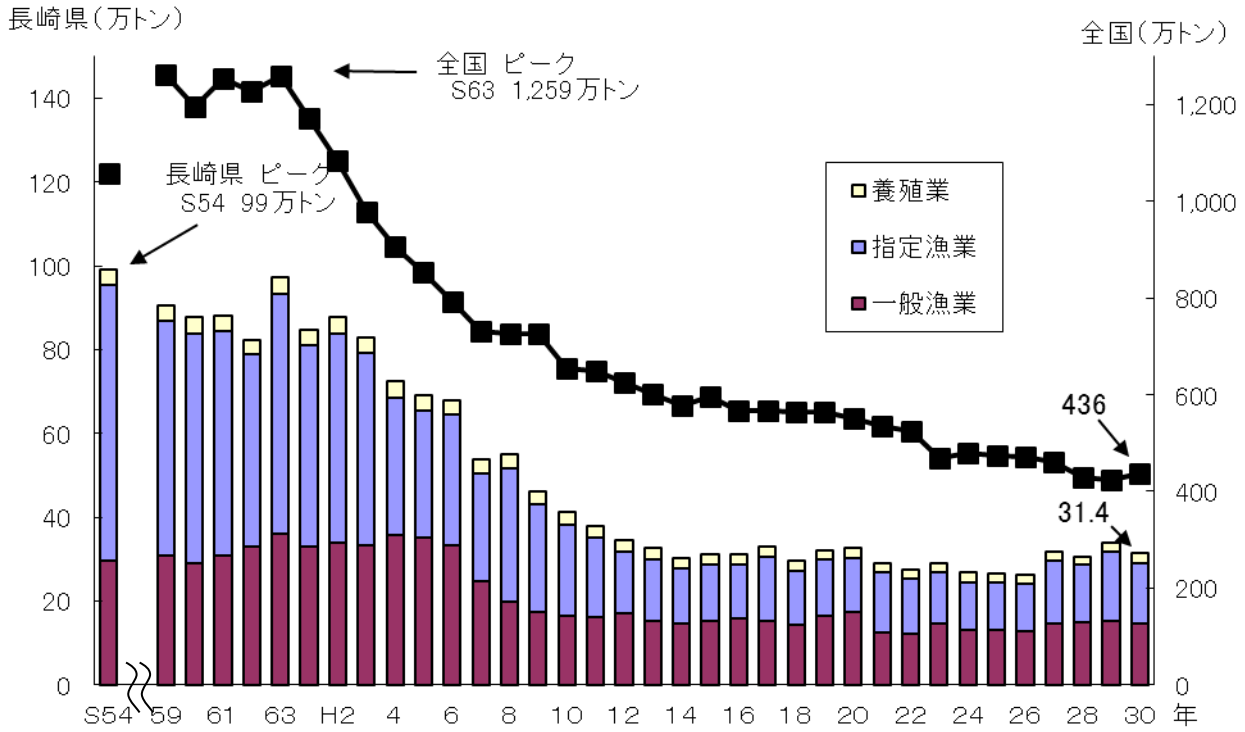

海面漁業・養殖業生産量の推移

漁獲される水産物のうち、アジ類、サバ類、カタクチイワシ、ブリ類、タイ類、イサキ、サザエ、クロマグロの平成30年の生産量は全国１位で、この他、ウルメイワシ、ヒラメ、アマダイ類、タチウオ、アナゴ類、イセエビ、ガザミ類、スルメイカなど多種多様な水産資源に恵まれている。

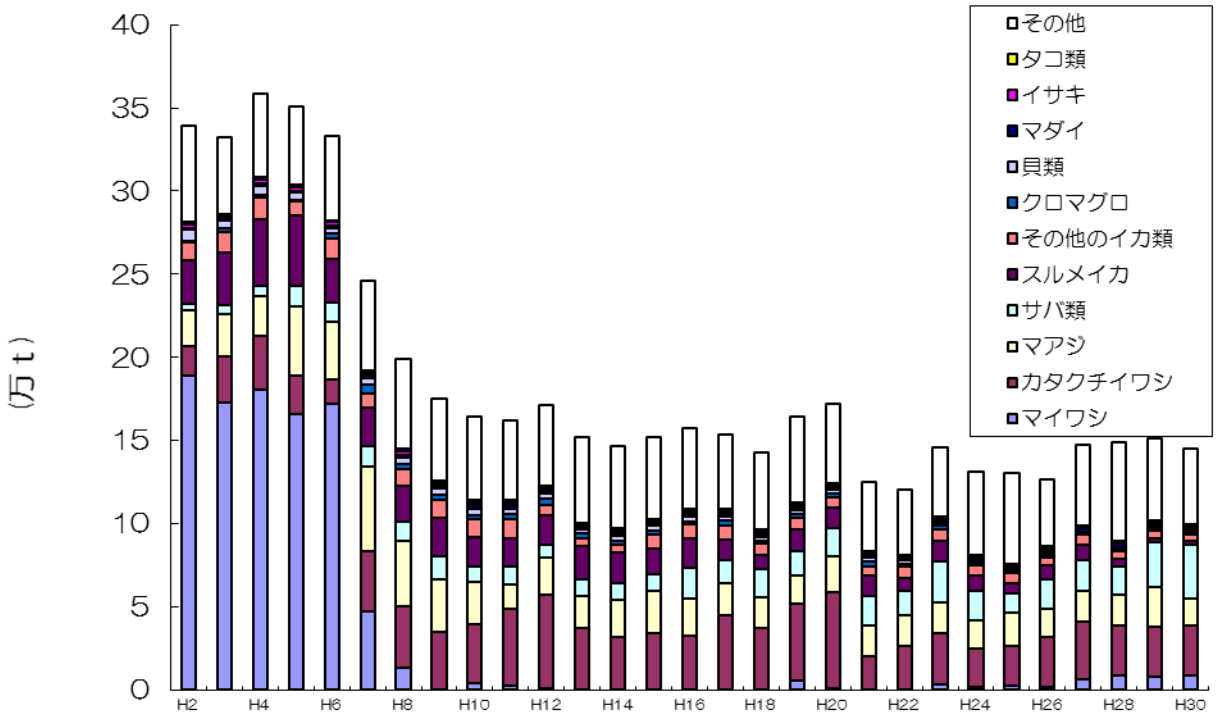

一般漁業漁獲量（農林水産統計年報）

※一般漁業：海面漁業のうち指定漁業を除いた漁獲量

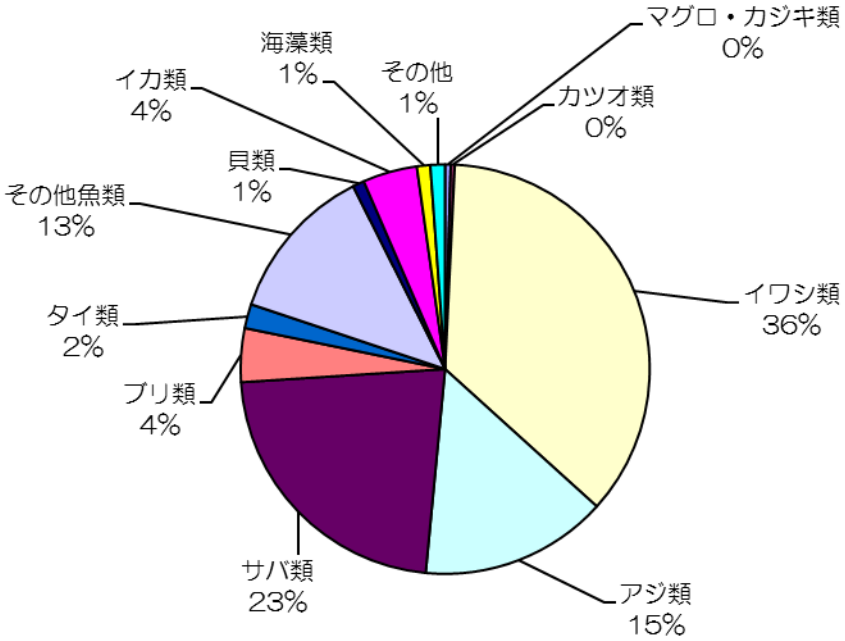

平成３０年一般漁業魚種別漁獲量の割合（農林水産統計年報）

国が行っている我が国周辺水域における海洋生物資源の資源評価において、本県周辺海域の水産資源（２４種、２５系群）のうち、約５割が低水準で、動向は約８割が横ばい又は減少傾向にあり、今後、本県の水産資源の維持・回復を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要がある。

（３）漁業実態

本県の一般漁業（指定漁業を除く。以下同じ。）は、アジ類、サバ類、イワシ類

を対象とした中小型まき網漁業、スルメイカ、ケンサキイカ等を対象としたいかつり漁業、ヒラメ等魚類、エビ類等甲殻類、ナマコ等を対象とした小型機船底びき網漁業、ヒラメ、その他魚類を対象としたさし網漁業、ブリ、その他魚類、イカ類等を対象とした定置網漁業、マダイ、イサキ、クロマグロ等を対象とした釣り、アマダイ、カサゴ等を対象としたはえ縄漁業、ヨコワ（クロマグロ）、タチウオ等を対象としたひき縄漁業、アワビ、ナマコ等を対象とした採介漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

一般漁業の経営体数は、平成 30 年は 5,427 経営体で、平成 11 年と比較すると 45%に減少した。

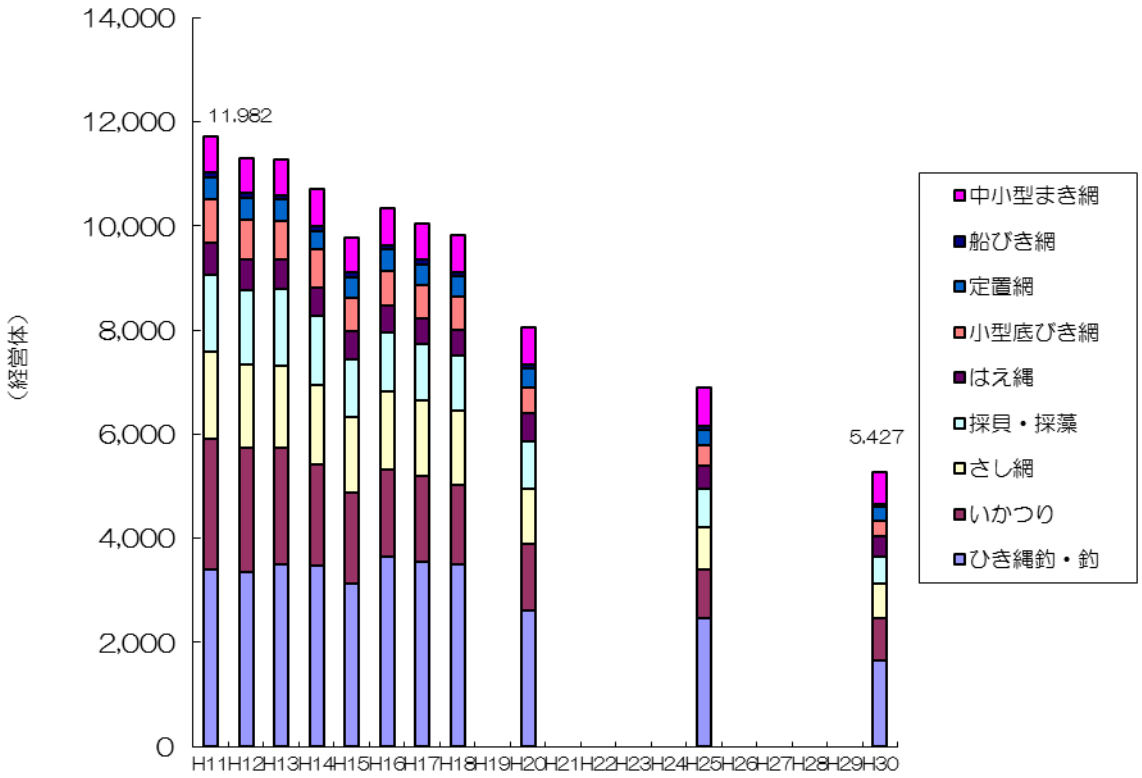

経営体数（農林水産統計年報）

2．長崎県の資源管理実態

本県では、採介藻漁業を中心に古くから漁業規制と漁場の監視を実施しており、中でもアワビ、ウニについては、各浜々で口開け制度や殻長制限を設定するなど資源管理に取り組んでいる。

また、本県では、平成３年から資源管理型総合対策事業を活用し、マダイ、イセエビ、カサゴなどを対象に資源管理計画を策定し、自主的な資源管理に取り組んでいる。

さらに、平成９年からは TAC 制度の下で、マアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、サンマ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を行っており、平成 30 年にはクロマグロが TAC 対象魚種として追加された。平成 17 年度から 23 年度までの間には資源回復計画制度の下で、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」（平成 17 年４月 15 日公表）、「南西諸島海域マチ類資源回復計画」（平成 17 年４月 15 日公表）、「長崎県大村湾ナマコ資源回復計画」（平成 17 年８月 30 日公表）、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（２そうびき）包括的資源回復計画」（平成 18 年 10 月 13 日公表）、「有明海ガザミ資源回復計画」（平成 20 年３月 28 日公表）、「長崎県橘湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画」（平成 20 年３月 31 日公表）、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」（平成

21 年３月 31 日公表）、「長崎県対馬海域アマダイ資源回復計画」（平成 22 年３月 30 日公表）に基づき休漁日、休漁期間、採捕禁止期間の設定、漁具の制限、小型魚保護などの資源管理に取り組んだ。

なお、広域に分布回遊し、複数県の漁業者が利用・管理する資源である九州・山口北西海域トラフグ、有明海ガザミ、日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)については、資源回復計画制度が終了した平成 24 年度以降も、関係漁業者、関係県及び国等が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要であるとして「九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針」（平成 24 年２月３日公表）、「有明海ガザミ広域資源管理方針」（平成 24 年２月１日公表）、「日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針」（平成 24 年２月 13 日公表）を策定し、広域的な資源管理に取り組んでいる。また、「長崎県対馬海域アマダイ資源回復計画」については、関係漁業者が協議した結果、当初計画を延長して令和４年度まで資源管理を継続することとしている。

この他、県単独補助事業により、平成 20 年度から「ヒラメ資源管理計画」を県内６地区で策定し、小型魚の保護、漁具規制等自主的な資源管理に取り組んでいる。

３．資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる TAC 管理や資源回復計画に基づく取組を含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的管理措置で、水産基本計画（平成１４年３月閣議決定）に基づく取組の開始された平成１４年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第２　海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

１．マアジ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、対馬暖流系群のマアジ資源は中位水準で増加傾向とされている。

本県においてマアジを利用している主な漁業種類は、中小型まき網漁業による漁獲が本県の漁獲量（指定漁業、養殖業を除く。以下同じ。）の約９割を占めており、その他定置網漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、平成７年の 51,225 トンをピークに平成 11 年の 14,787 トンまで減少し、その後増加して平成 15 年は 25,394 トンとなった。その後は概ね 20,000 トン前後で推移しており、平成 30 年は 16,343 トンであった。

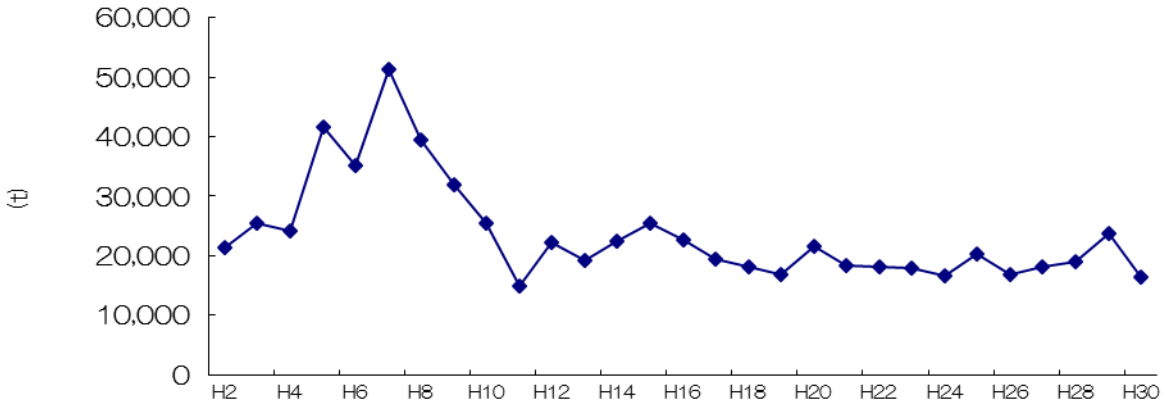

マアジ漁獲量（農林水産統計年報）

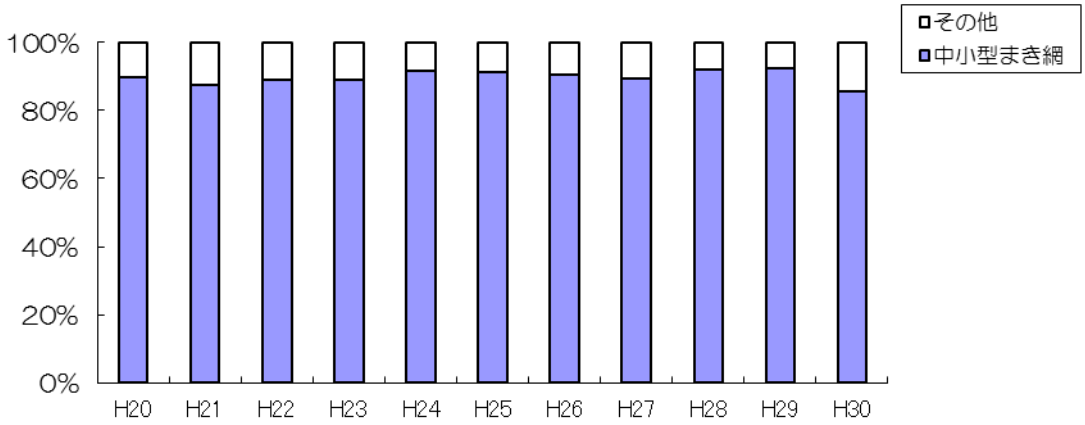

マアジ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

資源の状況は、中位水準で増加傾向とされており、資源の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源を維持させるため、関係漁業においては、漁業法、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するとともに、平成 24 年に策定された「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針」に基づく取組を推進するほか、自主的な管理措置を行う必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（中小型まき網（１（又は２）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業、定置網漁業）に従う。

２．サバ類（マサバ及びゴマサバ）

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、対馬暖流系群のマサバの直近５年間（2014～2018 年）の親魚量は増加しているが、2018 年の親魚量は、MSY 水準の 310,000 トンを下回った。また、東シナ海系群のゴマサバの直近５年間（2014～2018 年）の親魚量は増加しているが、2018 年の親魚量は MSY 水準の 109,000 トンを下回った。

本県においてサバ類を利用している主な漁業種類は、中小型まき網漁業で本県の漁業の漁獲量の９割以上を占めている。

漁獲量は、近年は増加傾向にあり、平成 30 年の漁獲量は 32,609 トンであった。

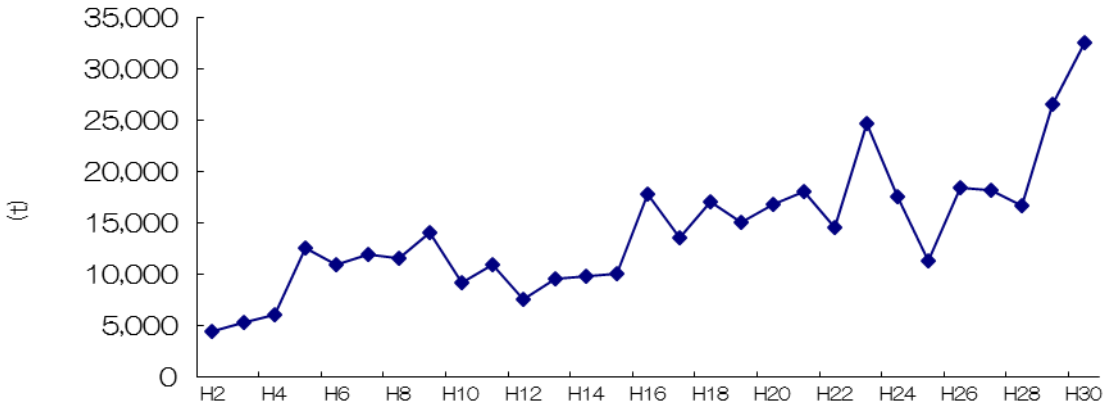

サバ類漁獲量（農林水産統計年報）

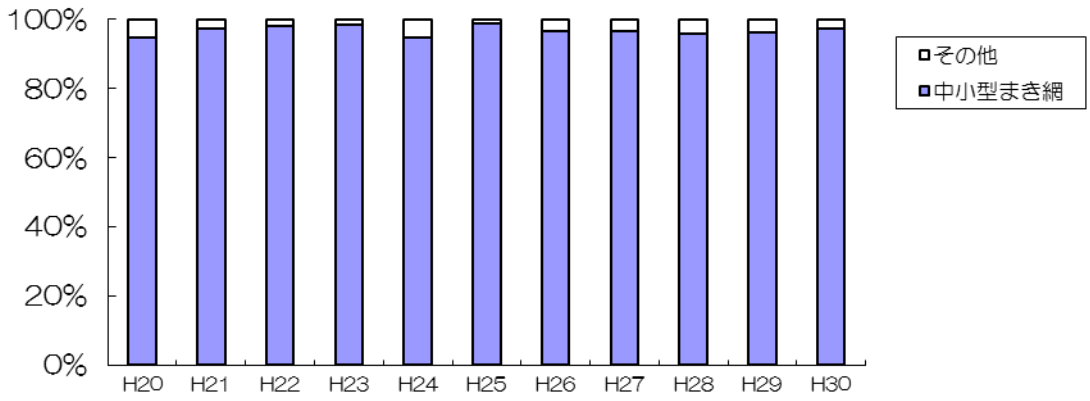

サバ類漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

令和元年度の資源評価によると、マサバ及びゴマサバの親魚量は目標管理基準値を下回るが増えているとされており、資源の回復を目標とする。

なお、国において別途管理目標が定められた場合、それをもってこの目標とする。

（３）資源管理措置

資源を維持・回復させるため、関係漁業においては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するとともに、平成 24 年に策定された「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針」に基づく取組を推進するほか、自主的な管理措置を行う必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（中小型まき網（１（又は２）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業）に従う。

３．イワシ類 （マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシ）

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、対馬暖流系群のマイワシ資源は中位水準で増加傾向、対馬暖流系群のカタクチイワシ資源は低位水準、減少傾向、対馬暖流系群のウルメイワシは中位水準、横ばい傾向とされている。

本県においてイワシ類を利用している主な漁業種類は、中小型まき網漁業で本県の漁獲量の９割以上を占めている。

漁獲量は、近年は横ばい傾向であり、平成 30 年はマイワシ、ウルメイワシの漁獲量が減少し、イワシ類の漁獲量は 52,163 トンとなった。

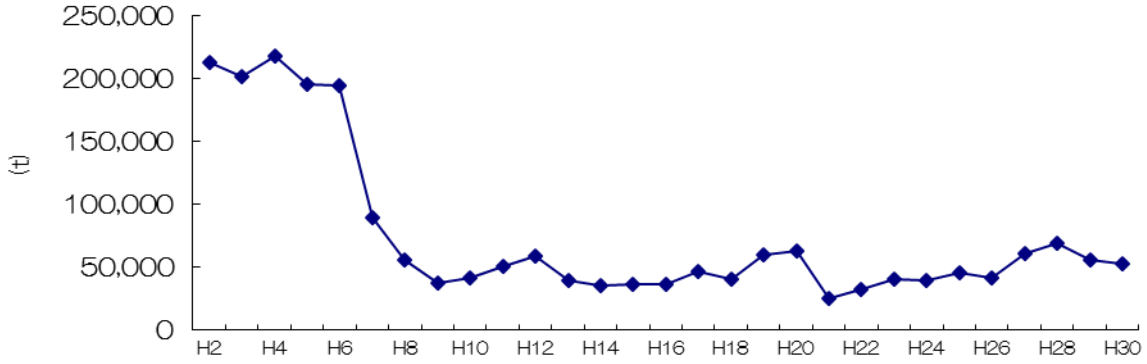

イワシ類漁獲量（農林水産統計年報）

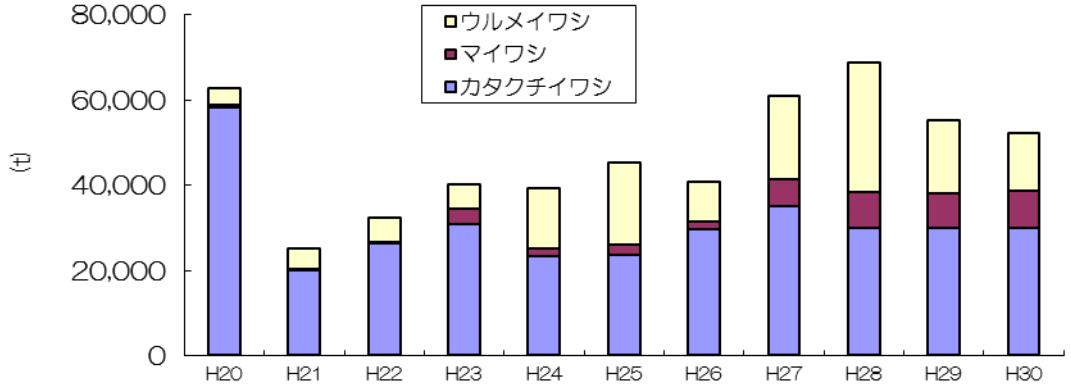

イワシ類漁獲量【魚種別】（農林水産統計年報）

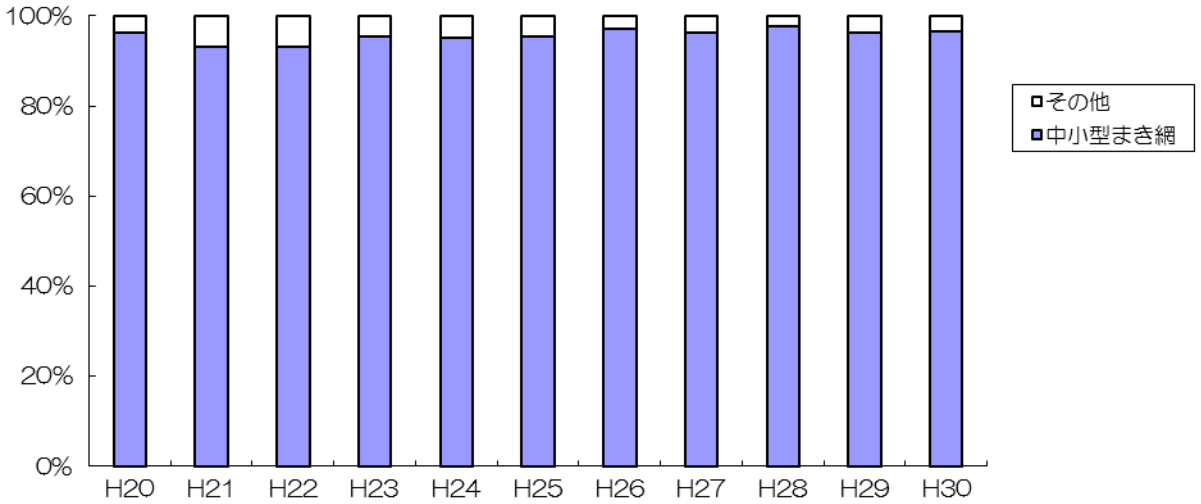

イワシ類【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

マイワシの資源の状況は中位水準で増加傾向、カタクチイワシは低位水準で減少傾向、ウルメイワシは中位水準で横ばい傾向にあることから、資源を維持・回復させることを目標とする。

（３）資源管理措置

資源を維持・回復させるため、下記漁業においては、漁業法、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するとともに、自主的な管理措置を行う必要がある。

敷網漁業（知事許可漁業）

当該漁業では、自主的な管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。
①休　漁

上記以外の漁業
上記以外の漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（中小型まき網（１（又は２）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業）に従う。

４．ブリ類（ブリ、ヒラマサ、カンパチ）

（１）資源及び漁獲の状況
令和元年度資源評価によると、ブリ資源は高位水準で減少傾向とされている。
本県においてブリ類の成魚は釣り漁業、はえ縄漁業、ひき縄漁業、定置網漁業等で漁獲されており、ヒラマサの稚魚はしいらづけまき網漁業で漁獲されている。
ブリ類の漁獲量は、平成 14 年以降は約 4,000～5,000 トンで推移し、平成 30 年の漁獲量は 6,156 トンであった。

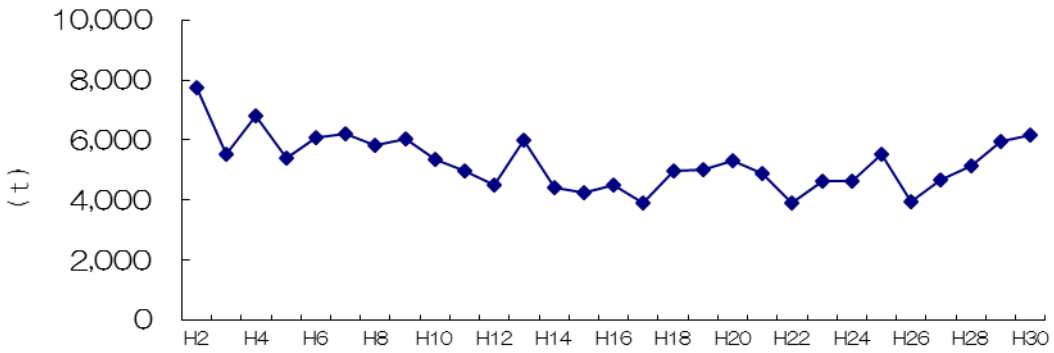

ブリ類漁獲量（農林水産統計年報）

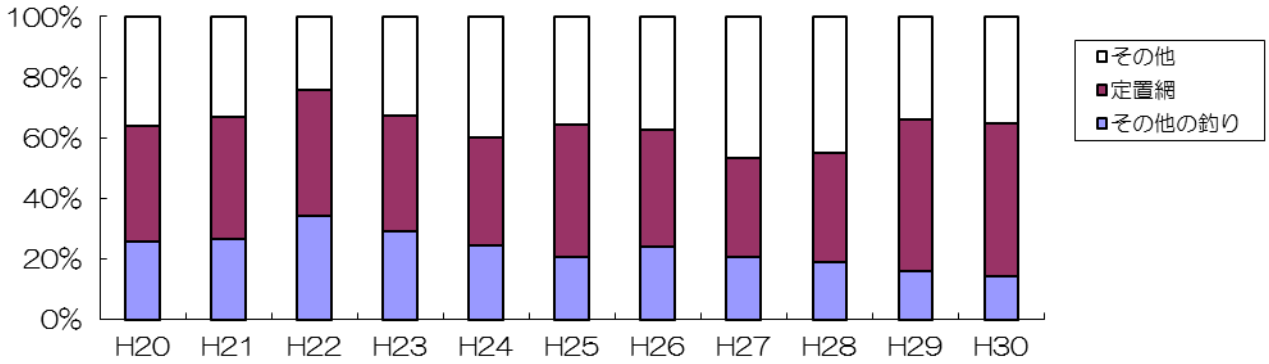

ブリ類【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標
ブリの資源状況は高位水準で減少傾向とされており、資源の維持を目標とする。
（３）資源管理措置
資源を維持させるために、関係漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的な管理措置を行う必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（中型まき網（しいらづけまき網）漁業、釣り漁業、ひき縄漁業、はえ縄漁業）に従う。

５．トビウオ類（ホソトビウオ、ツクシトビウオ）

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるトビウオ類を漁獲している代表的な漁協の漁獲量によると、年変動が大きく、約 300～1,200 トンの間を推移している。また、令和元年度資源評価調査報告書（資源動向調査）によると、九州北西部海域・九州南部海域のホソトビウオ資源は低位水準、横ばい傾向、ツクシトビウオ資源は低位水準、減少傾向とされている。

本県においてトビウオ類は、知事許可漁業である機船船びき網等で漁獲されている。

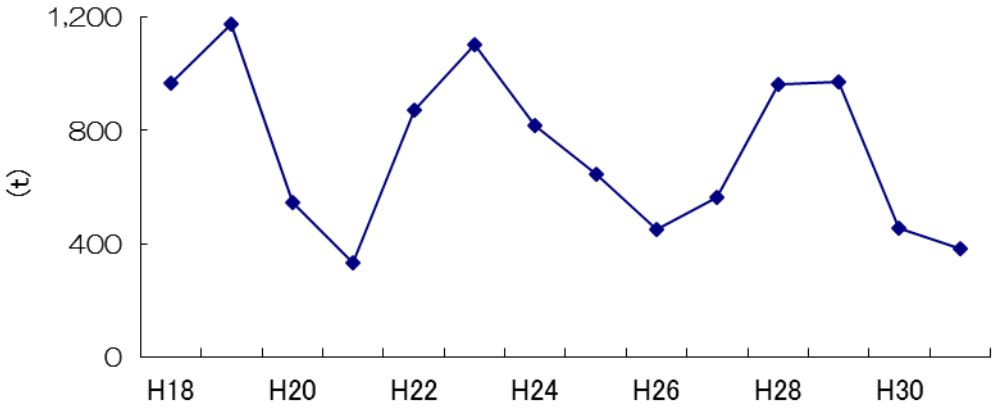

トビウオ類漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理目標

ホソトビウオ資源は低位水準、横ばい傾向、ツクシトビウオ資源は低位水準、減少傾向とされており、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

機船船びき網漁業（知事許可漁業）

調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的な管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

６．トラフグ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、日本海・東シナ海・瀬戸内海系群のトラフグ資源は低位水準で減少傾向とされている。

本県においてトラフグを利用している漁業種類は、ふぐはえ縄（浮縄及び底縄）等で漁獲されている。

漁獲量は、平成 25 年以降、15 トン前後で推移しており、令和元年の漁獲量は１４トンであった。

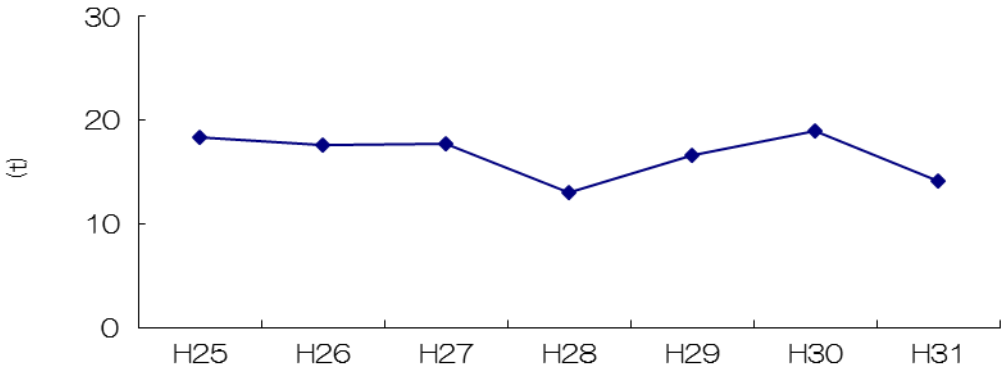

トラフグ漁獲量

（総合水産試験場調べ）

（２）資源管理目標

資源の状況は低位水準で減少傾向にあることから、資源を回復させることを目標とする。

（３）資源管理措置

とらふぐはえ縄漁業（浮縄・底縄）（承認・届出漁業（広域漁業調整委員会指示））

資源を回復させるために、当該漁業においては、広域漁業調整委員会指示による規制を遵守するとともに、平成 24 年に策定された「九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針」に基づく取組を推進するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、小型魚の再放流、適地、適サイズの健全な種苗の放流に引き続き取り組むこととする。

７．マダイ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、日本海西部・東シナ海系群のマダイ資源は、中位水準で横ばい傾向とされている。

本県においてマダイは、法定知事許可の小型機船底びき網（手繰第２種えびこぎ網）漁業、知事許可漁業のごち網漁業、自由漁業の釣り漁業、はえ縄漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、増加傾向であり、平成 30 年は 1,852 トンであった。

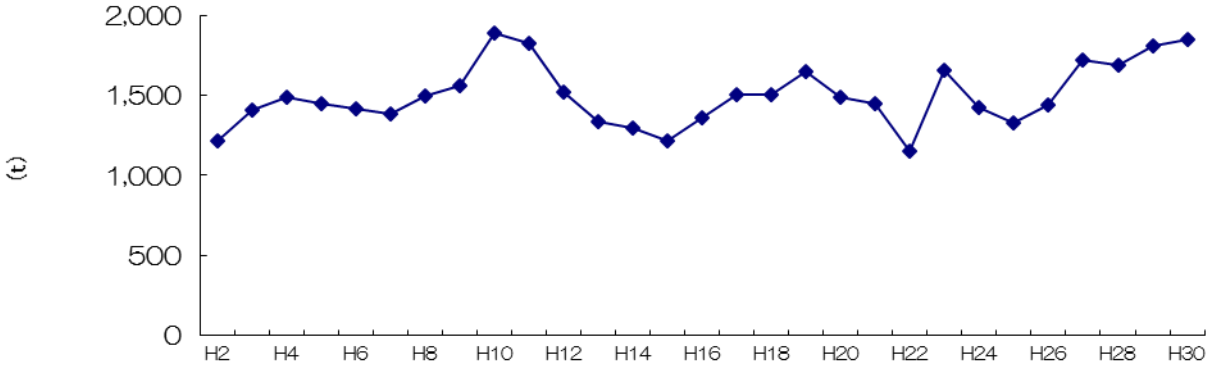

マダイ漁獲量（農林水産統計年報）

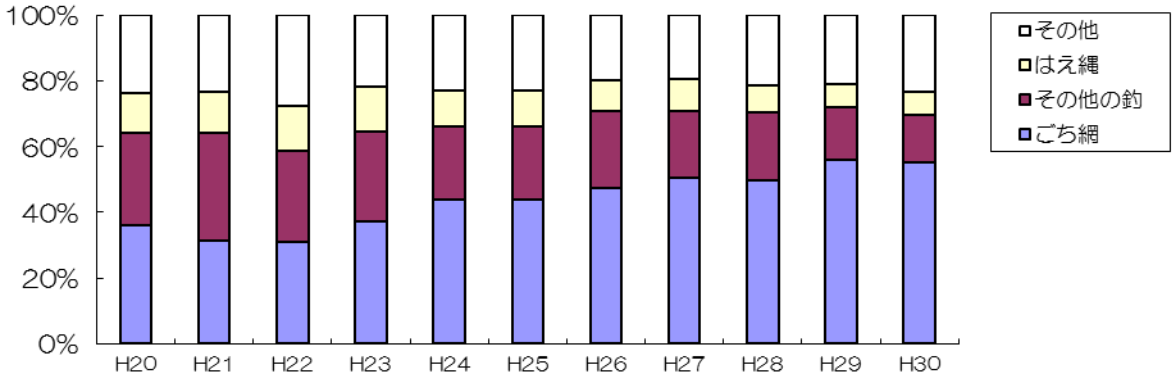

マダイ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

資源の状況は中位水準で横ばい傾向とされており、資源の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源水準を維持するため、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的な管理措置を行う必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（小型機船底びき網（手繰第２種えびこぎ網）漁業、ごち網漁業、はえ縄漁業、釣り漁業）に従う。

８．ヒラメ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、日本海西部・東シナ海系群のヒラメ資源は中位水準で横ばい傾向とされている。

本県においてヒラメは知事許可漁業である固定式さし網漁業、第２種共同漁業の雑魚磯刺網漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、平成 11 年から平成 17 年までは 300 トン台、平成 18 年から平成 21 年までは 400 トン前後の漁獲で横ばい傾向であったが、平成 25 年以降は減少し、平成 30 年は 359 トンであった。

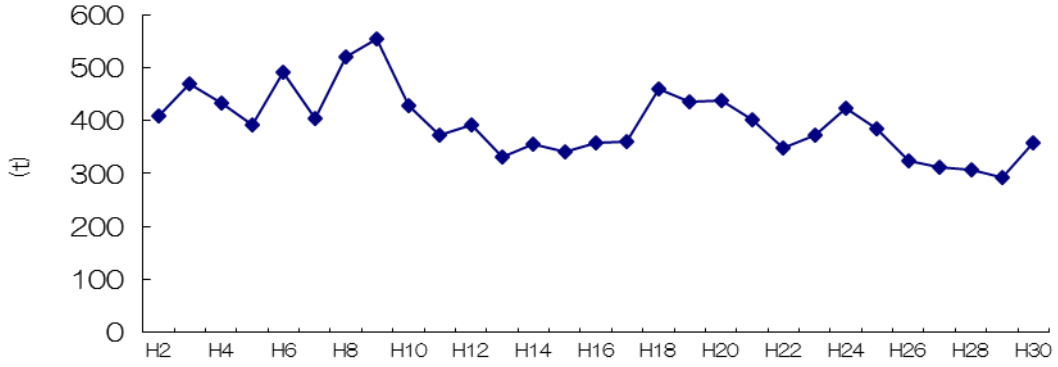

ヒラメ漁獲量（農林水産統計年報）

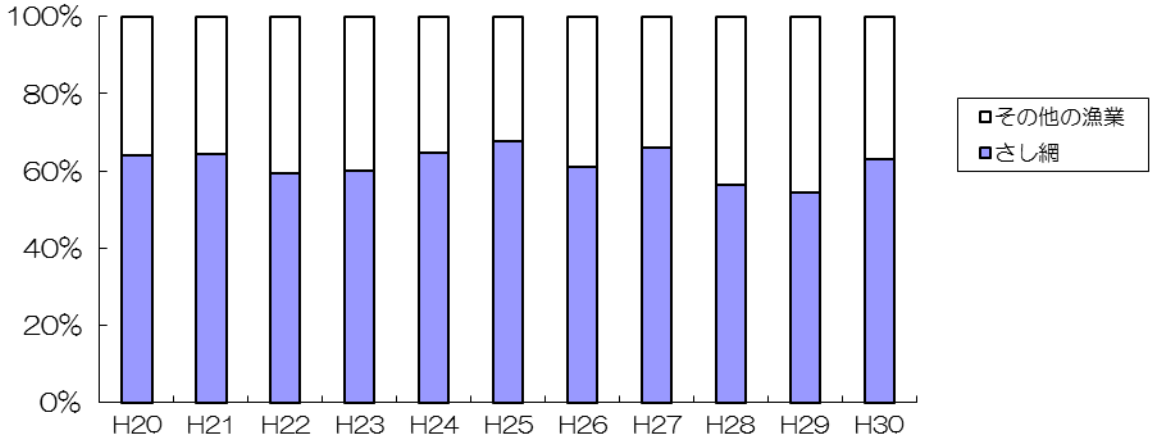

ヒラメ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

資源の状況は、中位水準で横ばい傾向とされており、資源の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

資源を維持させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するとともに、県内栽培漁業推進協議会において作成した資源管理計画を推進するほか、自主的な管理措置を重点的に行う必要がある。各漁業の

具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（さし網漁業、小型機船底びき網（手繰第２種えびこぎ網）漁業）に従う。

９．イサキ

（１）資源及び漁獲の状況

本県における漁獲量は、平成 20 年以降減少した後、近年は横ばい傾向であり、平成 30 年の漁獲量は 1,184 トンであった。

本県においてイサキは、自由漁業である釣り漁業、知事許可漁業であるごち網漁業、定置漁業権である大型定置網漁業、第２種共同漁業である小型定置漁業等で漁獲されている。

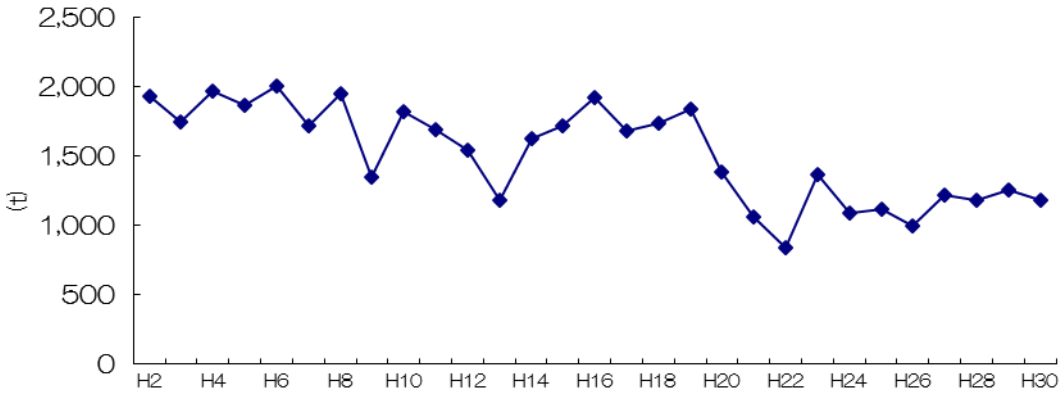

イサキ漁獲量（農林水産統計年報）

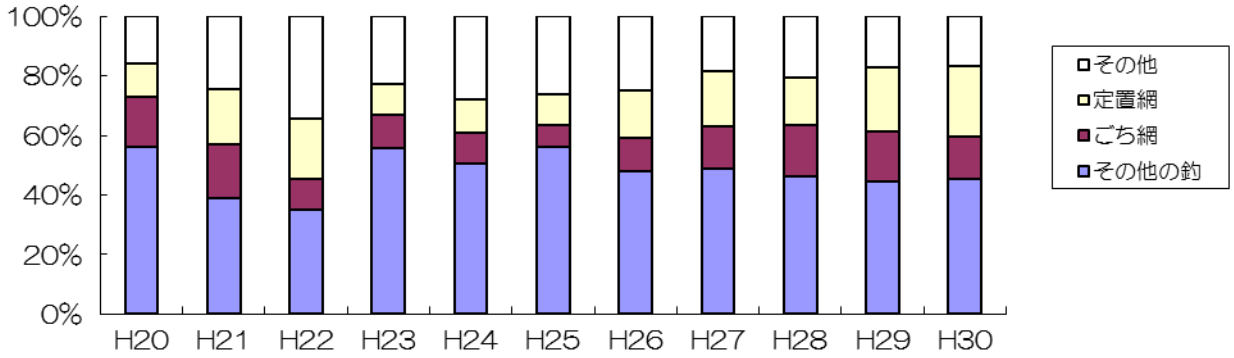

イサキ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

漁獲量は横ばい傾向にあるため、資源の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

漁業調整規則、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的な管理措置を行う必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（釣り漁業、ごち網漁業、定置網漁業）に従う。

１０．タチウオ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、日本海・東シナ海系群のタチウオ資源は低位水準で横ばい傾向とされている。

本県においてタチウオは自由漁業であるひき縄等で漁獲されている。

漁獲量は、平成 14 年に 515 トンと少なかったが、その後増加し、平成 20 年は 2,127 トンと最も多くなった。平成 21 年以降、漁獲量は大きく減少し、平成 30 年は 307 トンとなった。

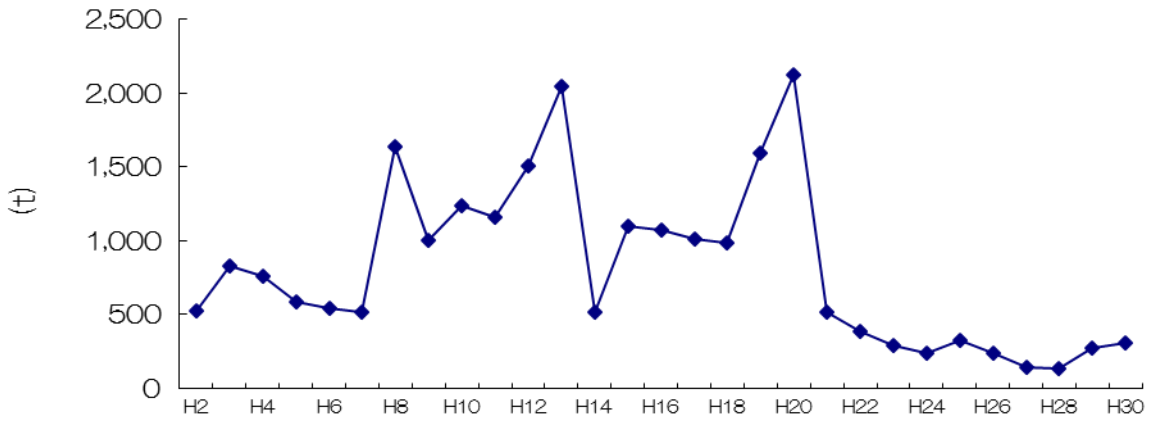

タチウオ漁獲量（農林水産統計年報）

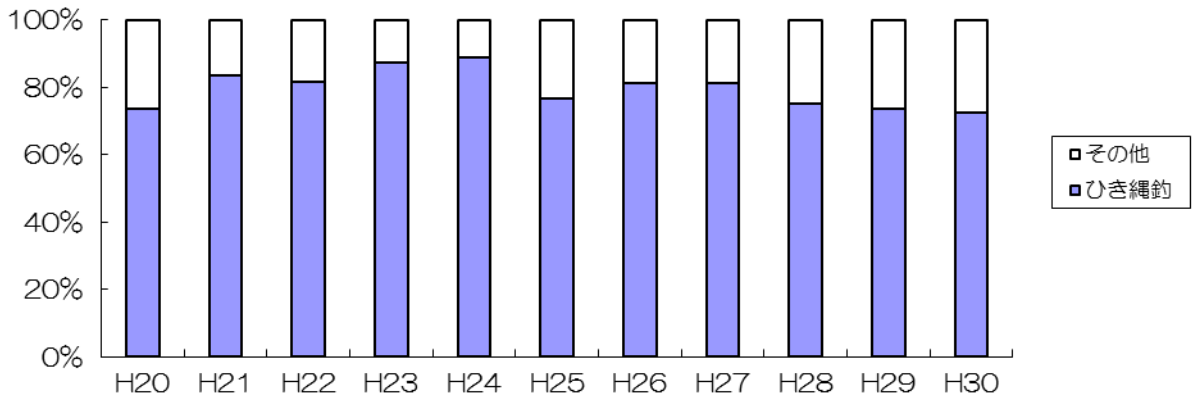

タチウオ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

資源の状況は低位水準で横ばい傾向にあることから、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

タチウオひき縄漁業（自由漁業）

当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①漁具規制

②漁獲物規制

１１．アマダイ類

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、東シナ海におけるアマダイ類資源は東シナ海全体での資源水準は低位で、動向は横ばい傾向と判断されているものの、はえ縄漁業の主漁場である対馬海峡域及び日本海南西海域の資源水準は東シナ海より高い状況にあるとされている。

本県においてアマダイ類は、自由漁業であるはえ縄漁業、立縄漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、平成 2 年には 1,887 トンの漁獲があったが、その後減少し、平成 11 年から平成 20 年までは約 300～400 トン、平成 21 年以降は約 200～300 トンで推移し、平成 30 年は 253 トンであった。

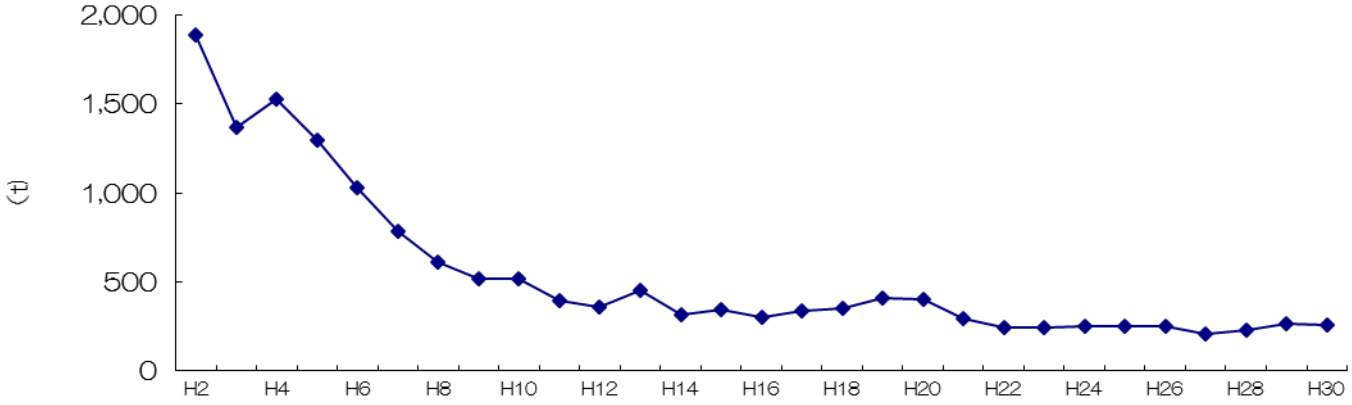

アマダイ類漁獲量（農林水産統計年報）

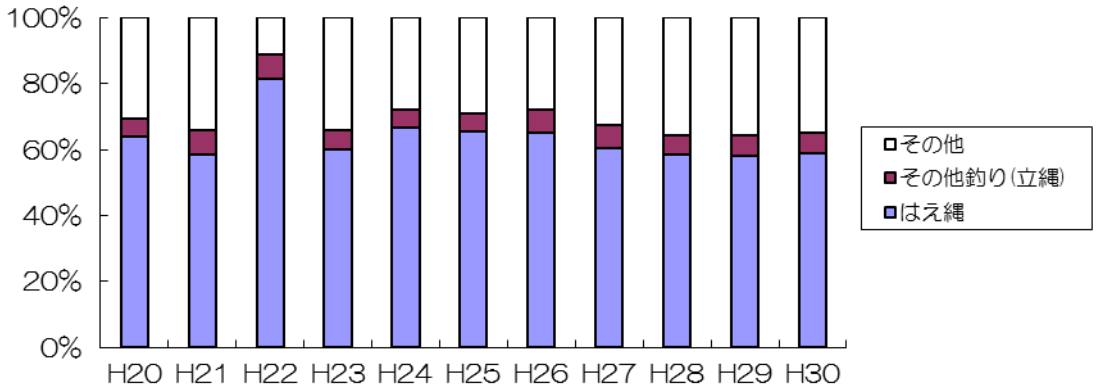

アマダイ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

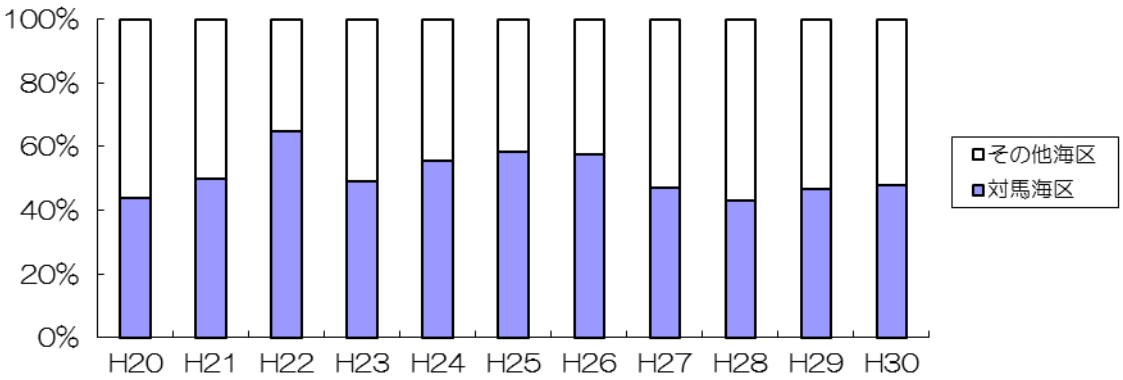

アマダイ類漁獲量における対馬海区の割合
（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

資源の状況は低位水準で動向は横ばい傾向にあることから、資源水準の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

＜対馬海域＞

アマダイはえ縄漁業・立縄漁業（承認漁業（対馬海区漁業調整委員会指示））

当該漁業においては、対馬海区漁業調整委員会指示による規制を遵守するとともに平成 22 年に本県が公表した「長崎県対馬海域アマダイ資源回復計画」に基づく取組を推進するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

＜上記以外の海域＞
アマダイはえ縄漁業（自由漁業）
当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。
①休　漁
また、上記の措置のほか、漁具の制限、操業時間の制限や西日本延縄漁業連合協議会４県漁労長会議の確認事項の遵守に引き続き取り組み、資源の回復を図ることとする。

１２．アナゴ類

（１）資源及び漁獲の状況
本県におけるアナゴ類の漁獲量は、平成 12 年以降漁獲量は増加し、平成 15 年以降は 800 トン前後で推移してきたが、平成 25 年以降は減少し、平成 30 年は 411 トンとなった。
本県において、主にマアナゴを知事許可漁業であるあなごかご漁業で漁獲している。

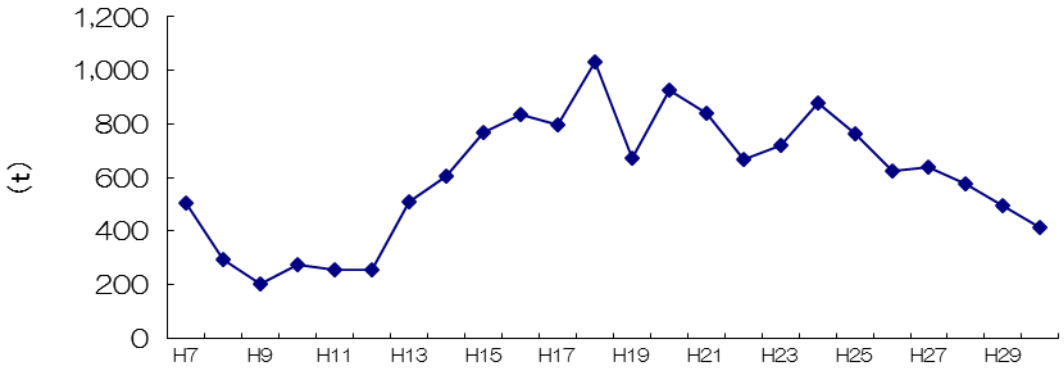

アナゴ類漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標
漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。
（３）資源管理措置
あなごかご漁業（知事許可漁業）
当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的な管理措置を重点的に行う必要がある。
①休　漁

１３．カサゴ

（１）資源及び漁獲の状況
本県におけるカサゴを漁獲している代表的な漁協の漁獲量によると、平成 27 年までは約 60 トンで横ばい傾向であったが、令和元年の漁獲量は 32 トンと減少傾向にある。
本県において、カサゴは主に自由漁業であるはえ縄漁業で漁獲されている。

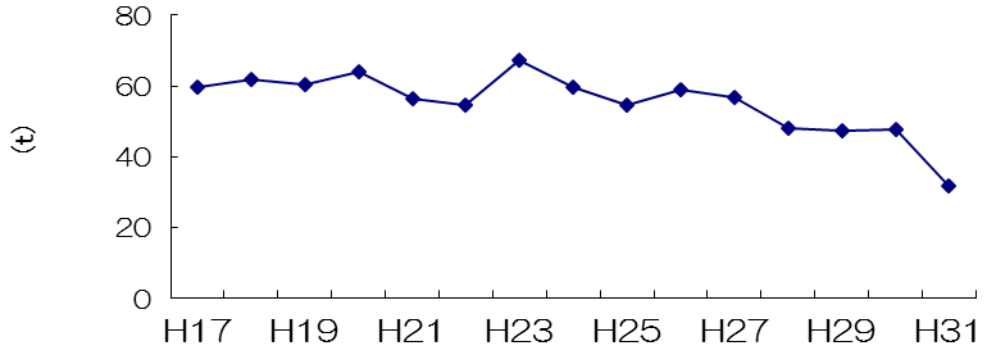

カサゴ漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理目標

漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

はえ縄漁業（自由漁業）

当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休漁

また、上記の措置のほか、保護区域の設定や種苗放流などに引き続き取り組み資源の維持を図ることとする。

１４．キビナゴ

（１）資源及び漁獲の状況

キビナゴの漁獲量は多いときは 2,000 トン、少ないときは 750 トン程度と比較的大きく変動している。平成 30 年度資源評価調査報告書（資源動向調査）によると、主産地である五島海区の資源状況から、本県海域では中位水準、横ばい傾向とされており、平成 16 年から漁獲量も横ばい傾向であり、令和元年の漁獲量は 987 トンであった。

本県においてキビナゴは、知事許可漁業であるさし網漁業等で漁獲されている。

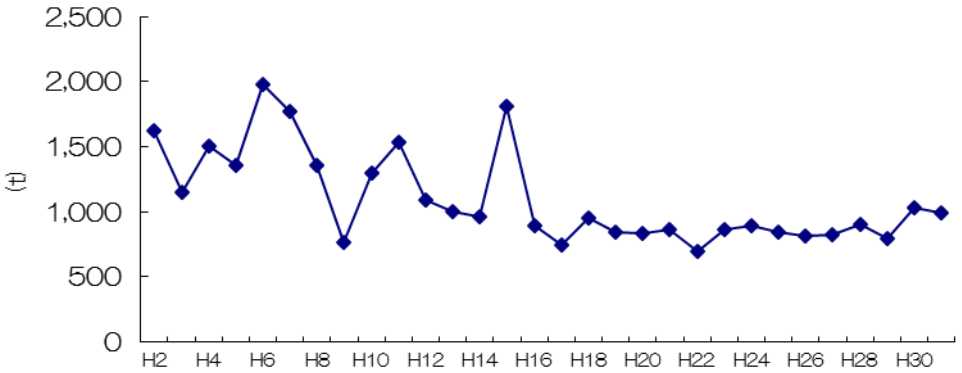

キビナゴ漁獲量

（H18 まで農林水産統計年報、H19 から総合水産試験場調べ）

（２）資源管理目標

資源の状況は中位水準で横ばい傾向にあることから、資源の維持を目標とする。

（３）資源管理措置

さし網漁業（知事許可漁業）

当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

１５．アワビ類（クロアワビ、マダカアワビ、メガイアワビ）

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるアワビ類の漁獲量は昭和 57 年の 763 トンをピークに減少し、平成 30 年は 40 トンと減少傾向が続いている。

本県において、アワビ類は第１種共同漁業のあわび漁業（素潜り、ほこ突き）及び知事許可漁業である潜水器漁業で漁獲されている。

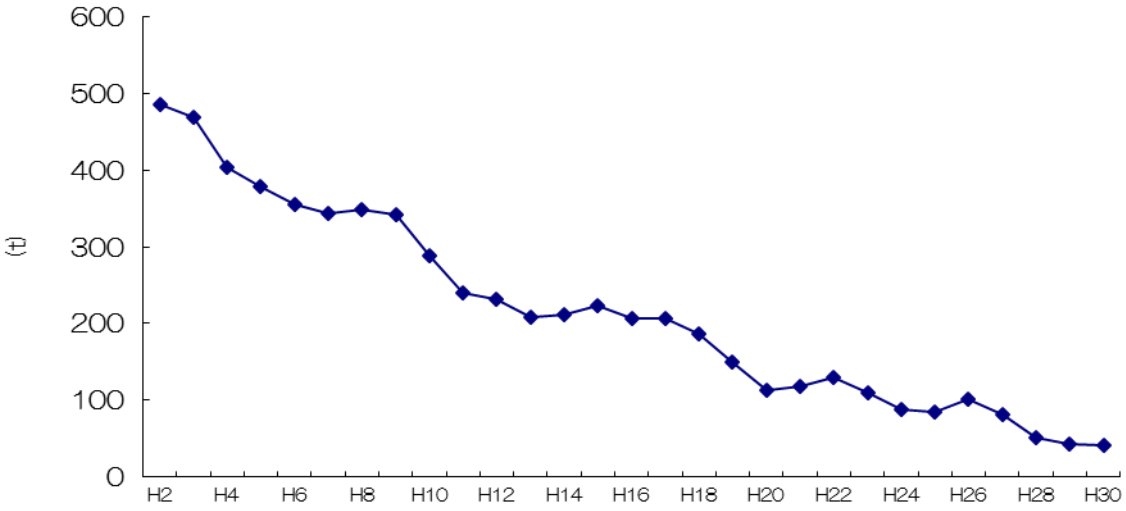

アワビ類漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

あわび漁業（第１種共同漁業）、潜水器漁業（知事許可漁業）

当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、種苗放流、殻長制限、藻場の保全及び造成などに引き続き取り組み、資源の回復を図ることとする。

１６．イセエビ

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるイセエビの漁獲量は平成 19 年の 106 トンをピークに減少しており、平成 30 年は 41 トンであった。

本県において、イセエビは第１種共同漁業のいせえび漁業で漁獲されている。

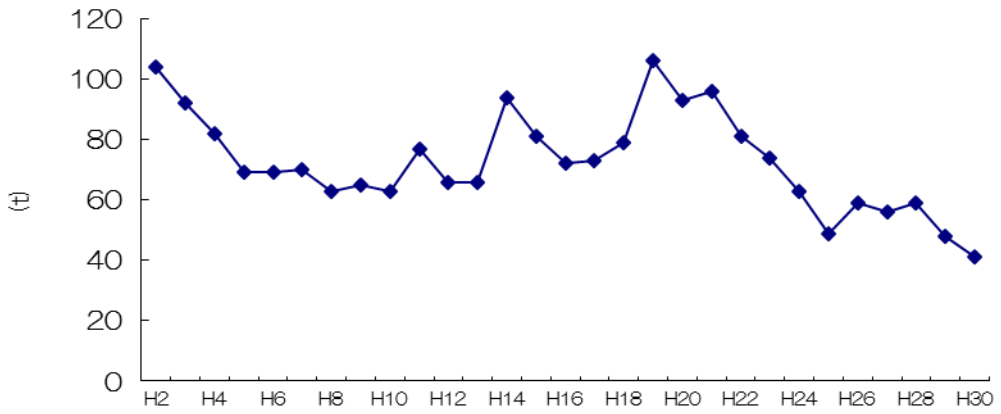

イセエビ漁獲量（農林水産統計年報）

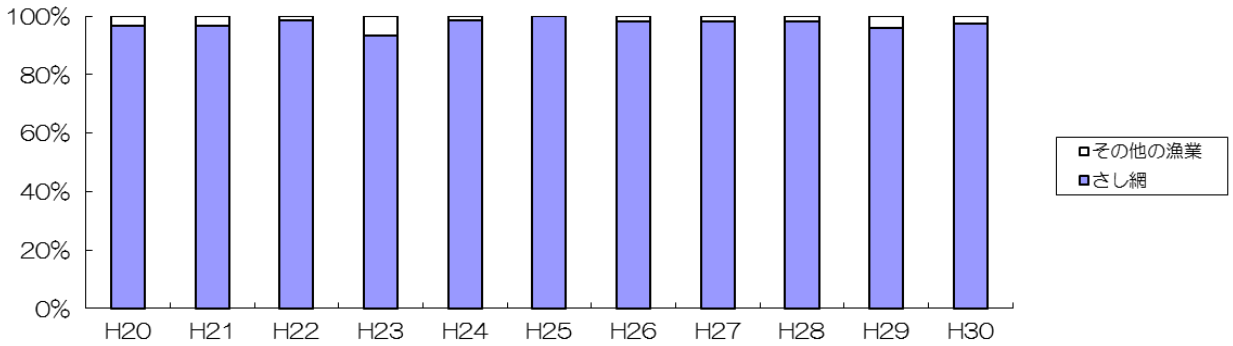

イセエビ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

いせえび漁業（第１種共同漁業）

当該漁業においては、漁業調整規則、免許内容を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、漁具の制限、保護区域の設定、藻場の保全及び造成などに取り組み、資源の回復を図ることとする。

１７．ガザミ類（ガザミ、タイワンガザミ等）

（１）資源及び漁獲の状況

本県のガザミ類の漁獲量は、平成 14 年には 212 トンの漁獲があったが、平成 15 年は 103 トンと半減した。平成 18 年以降、漁獲量は増加傾向にあり平成 21 年には 233 トンを記録したが、平成 22、23 年は再び 100 トン前後まで減少した。平成 25 年は漁獲量が増加し、245 トンとなったが、平成 27 年は 90 トンに減少した。また、令和 2 年度資源評価調査報告書（資源動向調査）によると、本県の主要漁場である有明海のガザミ資源は低位水準で横ばい傾向とされており、平成 30 年有明海での漁獲量は 19 トンであった。

本県においてガザミ類は、第２種共同漁業の雑魚磯刺網漁業、法定知事許可漁業である小型機船底びき網（手繰第２種えびこぎ網）漁業、自由漁業であるたもすくい網漁業等により漁獲されている。

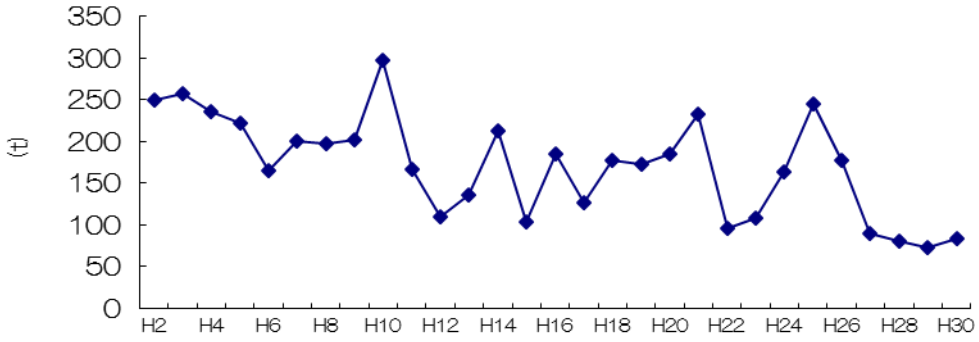

ガザミ類漁獲量（農林水産統計年報）

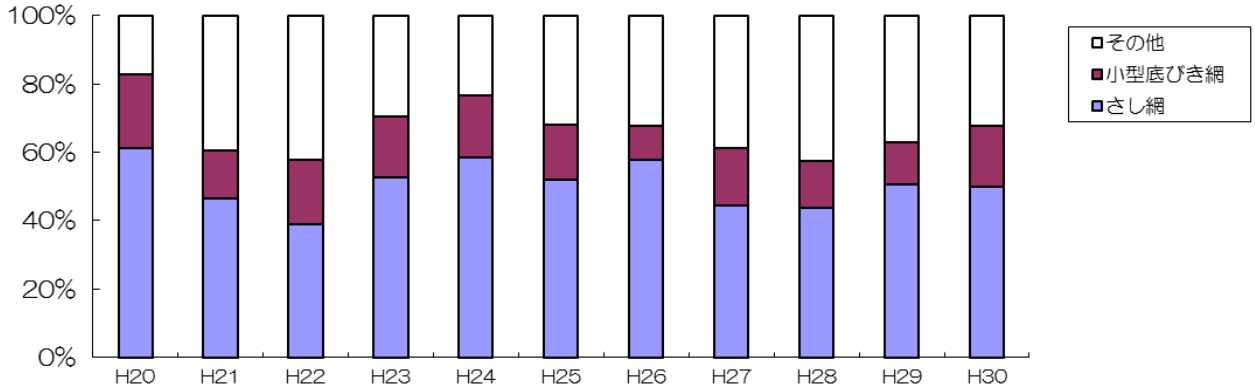

ガザミ類漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

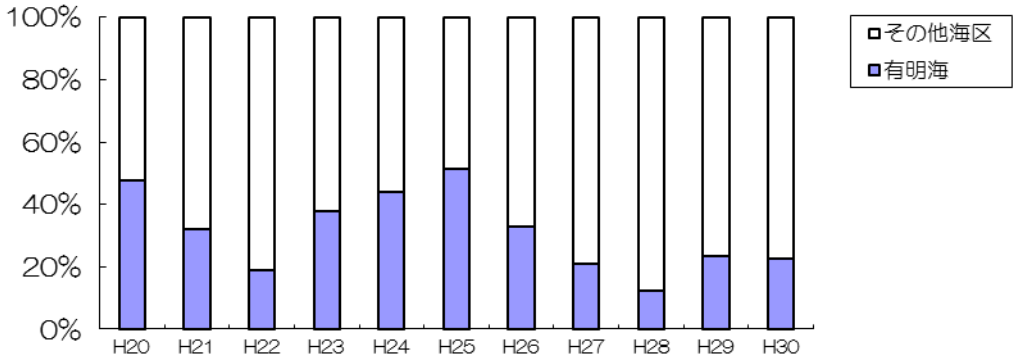

ガザミ類漁獲量における有明海区の割合（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

本県の主要漁場である有明海における資源の状況は低位水準で減少傾向にあることから、漁獲量から見た資源水準を回復することを目標とする。

（３）資源管理措置

＜有明海＞

たもすくい網漁業（自由漁業）

当該漁業は有明海でガザミの産卵期である５～８月に、夜間海面付近に浮上する抱卵ガザミを採捕する漁業であるため、有明海における資源を回復させるために、漁業調整規則、広域漁業調整委員会指示を遵守するとともに、平成 24 年に策定された「有明海ガザミ広域資源管理方針」に基づく取組を推進するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流に引き続き取り組み、資源の回復を図ることとする。

１８．スルメイカ

（１）資源及び漁獲の状況

令和元年度資源評価によると、冬季発生系群のスルメイカ資源は低位水準で減少傾向、秋季発生系群のスルメイカ資源は中位水準で減少傾向とされている。

本県においてスルメイカは、知事許可漁業である小型いかつり漁業（総トン数５トン以上 30 トン未満の船舶を使用するもの）及び自由漁業であるいかつり漁業（総トン数５トン未満の船舶を使用するもの）、定置網漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、平成 5 年に 41,989 トンと最も多かったが、その後減少傾向にあり、平成 30 年は 1,850 トンであった。

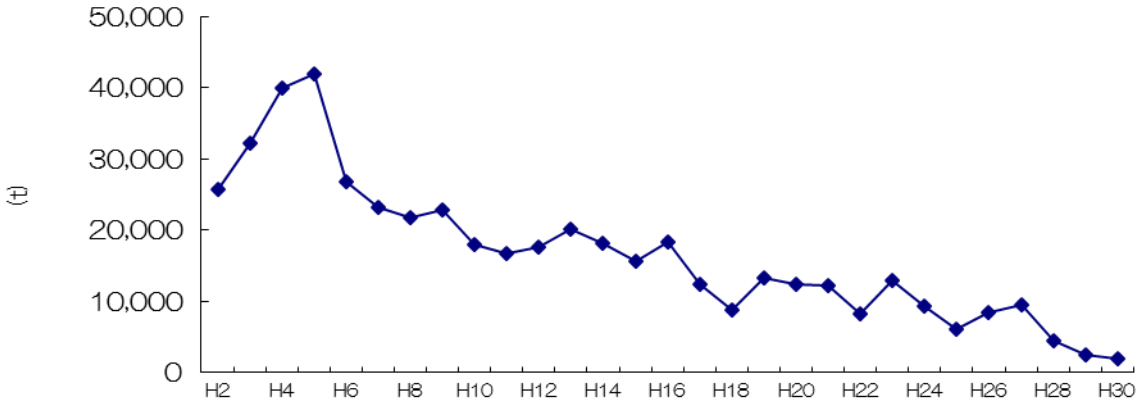

スルメイカ漁獲量（農林水産統計年報）

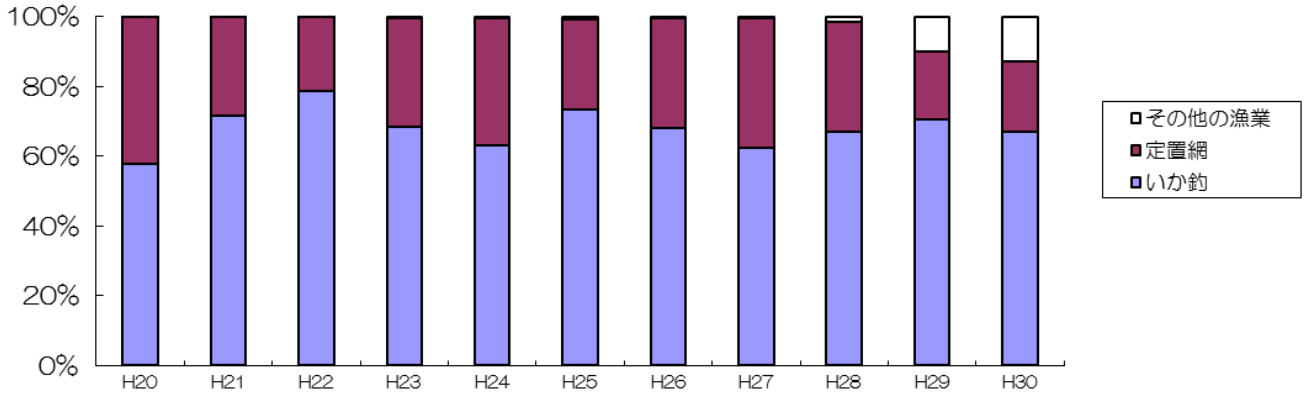

スルメイカ漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

冬季発生系群の資源の状況は低位水準で減少傾向、秋季発生系群の資源は中位水準で減少傾向とされており、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

資源を回復させるために、関係漁業においては、漁業法、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、免許内容、海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（いかつり漁業、定置網漁業）に従う。

１９．その他イカ類（ケンサキイカ、ヤリイカ、アオリイカ等）

（１）資源及び漁獲の状況

本県においては、その他イカ類としてケンサキイカ、ヤリイカ、アオリイカ等が漁獲されている。

令和２年度資源評価によると、日本海・東シナ海系群のケンサキイカ資源は低位水準で減少傾向、対馬暖流系群のヤリイカ資源は低位水準で横ばい傾向とされている。

本県においてその他イカ類は、知事許可漁業である小型いかつり漁業（総トン数５トン以上 30 トン未満の船舶を使用するもの）及び自由漁業であるいかつり漁業（総トン数５トン未満の船舶を使用するもの）、定置網漁業等で漁獲されている。

漁獲量は、平成４年に 12,894 トンと最も多く、その後減少傾向であり、平成 30 年は 4,391 トンであった。

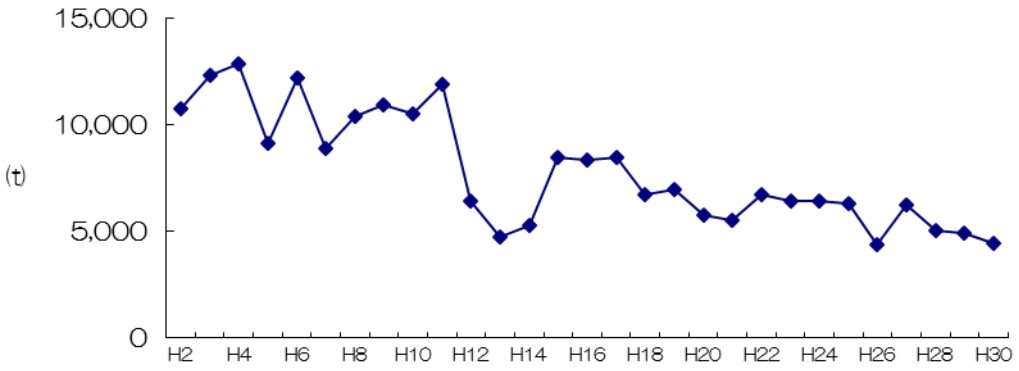

その他イカ類漁獲量（農林水産統計年報）

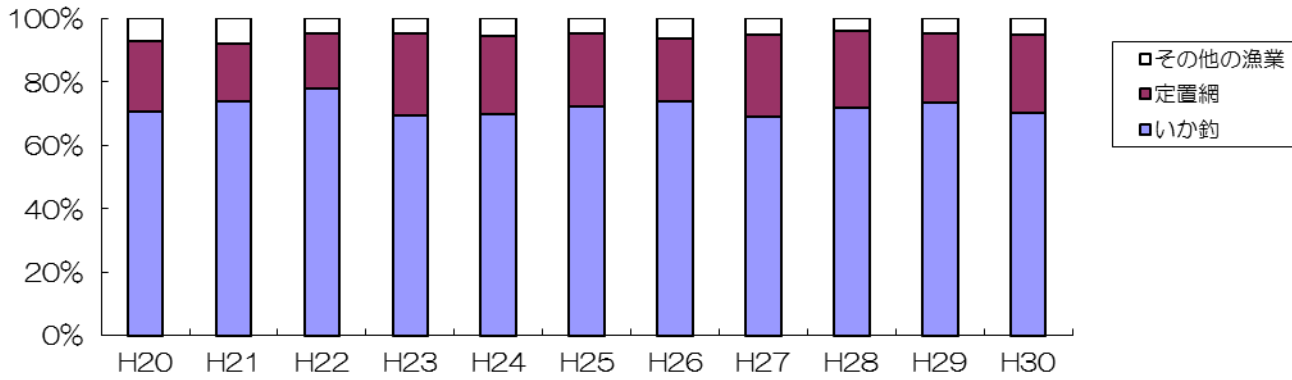

その他のイカ類漁獲量【漁業種類別割合】(農林水産統計年報)

（２）資源管理目標

ケンサキイカ資源の状況は低位水準で減少傾向、ヤリイカ資源の状況は低位水準で横ばい傾向とされており、資源の維持・回復を目標とする。

（３）資源管理措置

資源を回復させるために、関係漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、免許内容、海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（いかつり漁業、定置網漁業、ひき縄漁業）に従う。

２０．タコ類

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるタコ類の漁獲量は約 1,000～2,000 トンを推移していたが、平成 27 年以降減少し、平成 30 年は 611 トンであった。

本県において、タコ類は知事許可漁業であるたこつぼ漁業及び第１種共同漁業のたこ漁業で漁獲されており、漁獲量は減少傾向である。

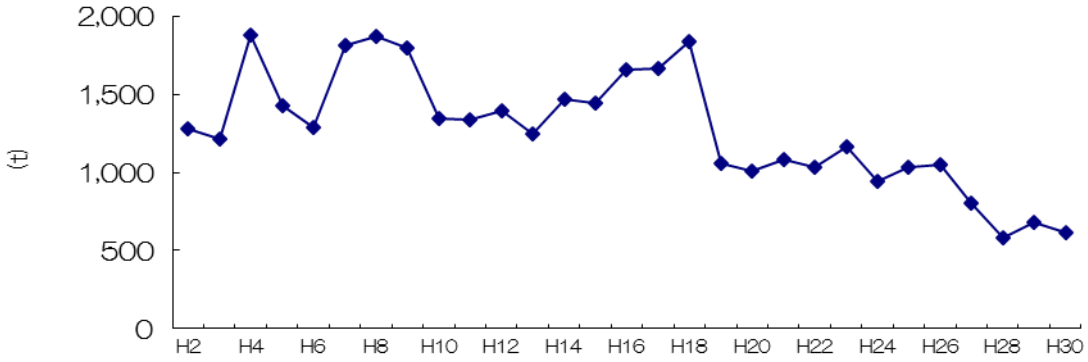

タコ類漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

たこ漁業（第１種共同漁業）・たこつぼ漁業（知事許可漁業）

資源を回復するために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

２１．ナマコ類

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるナマコ類の主要漁場である大村湾における令和元年度のマナマコ（アオナマコ・アカナマコ）の資源量は 398 トンと推定され、平成 30 年度に引き続き回復目標である 225 トンを上回ったものの、資源状況は低位であると思われる。

本県においてナマコ類は、法定知事許可である小型機船底びき網（手繰第３種なまこけた網）漁業、第１種共同漁業のなまこ漁業（ほこ突き及び素潜り）等により漁獲されている。

大村湾の代表的な漁協の漁獲量は、平成 15 年に 208 トンと最も多く、その後減少したが、平成 25 以降は増加傾向にあり、令和元年は 70 トンであった。

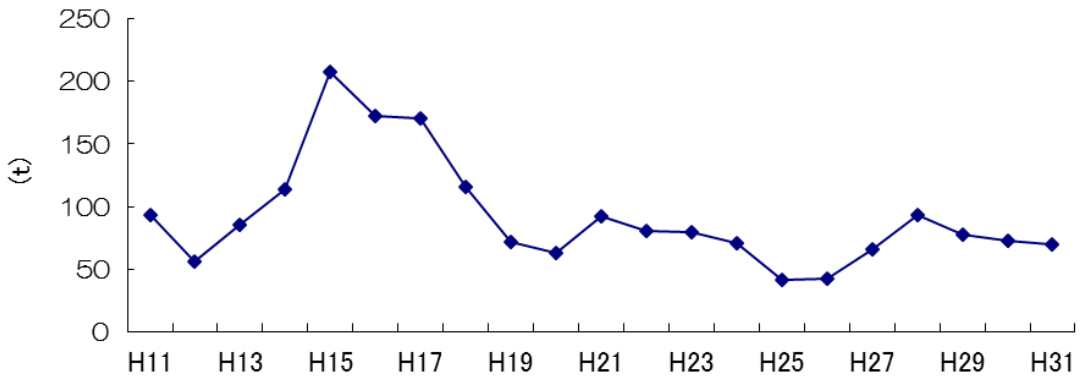

ナマコ類漁獲量（大村湾代表漁協調べ）

（２）資源管理目標

主要漁場である大村湾における資源の状況は低位水準・増加傾向にあることから、資源を回復させることを目標とし、これまで行ってきた資源管理の取組を継続する。

（３）資源管理措置

＜大村湾＞

小型機船底びき網（手繰第３種なまこけた網）漁業（法定知事許可漁業）、なまこ漁業（第１種共同漁業）

資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、免許内容、長崎県南部海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休漁

また、上記の措置のほか、体重制限、稚ナマコの天然採苗による種苗放流や人工種苗の放流に引き続き取り組み、資源の回復を図ることとする。

22. クロマグロ（太平洋クロマグロ）

（１）資源及び漁獲の状況

クロマグロの資源状況については北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）において、平成 30 年の親魚資源量は約 2.8 万トンで歴史的最低水準（約 1.2 万トン）から徐々に回復傾向にあることが確認されたものの、依然として資源状況は非常に低い水準にあるとしている。この背景には、近年、０歳魚の加入の発生が少ない年が頻発したことに加え、０～２歳の未成魚を多く漁獲していることにより、その結果、親魚まで生き残る魚が少なかったことなどが挙げられる。また、水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構の令和元年度国際漁業の資源の現況報告では、資源水準は低位、資源動向は増加傾向とされている。

本県においてクロマグロはひき縄漁業、はえ縄漁業、釣り漁業、定置網漁業等によりほぼ周年漁獲される重要な魚種となっており、また養殖用種苗としても利用されている。

漁獲量は平成 20 年に 4,836 トンと最も多かったが、平成 24 年以降は概ね 1,000～2,000 トンで推移しており、平成 30 年は 1,189 トンであった。

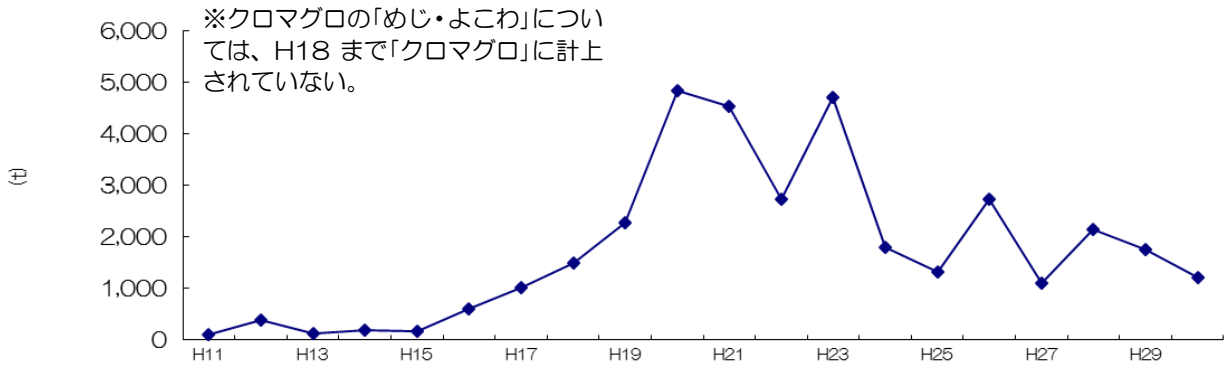

クロマグロ漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

当該資源については、資源水準は低位、資源動向は増加傾向とされているため、強度の自主的な資源管理措置の取組を促し、当該資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

当該資源の回復を図るため、漁業法に規定する長崎県資源管理方針の遵守に取り組む。併せて、漁業関係法令、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則、委員会指示を遵守するほか、当該資源の資源水準低下が顕著となっていることから、資源の回復に向けて強度の自主的な資源管理に取り組む必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理（定置網漁業、ひき縄漁業、はえ縄漁業、釣り漁業）に従う。

２３．サザエ

（１）資源及び漁獲の状況

本県におけるサザエの漁獲量は平成 10 年の 2,834 トンをピークに平成 23 年の 738 トンまで減少し、その後増加傾向であったが、平成 29 年より再び減少し平成 30 年は 1,011 トンとなった。

本県において、さざえは第１種共同漁業のさざえ漁業（素潜り、ほこ突き、さし網）及び知事許可漁業である潜水器漁業で漁獲されている。

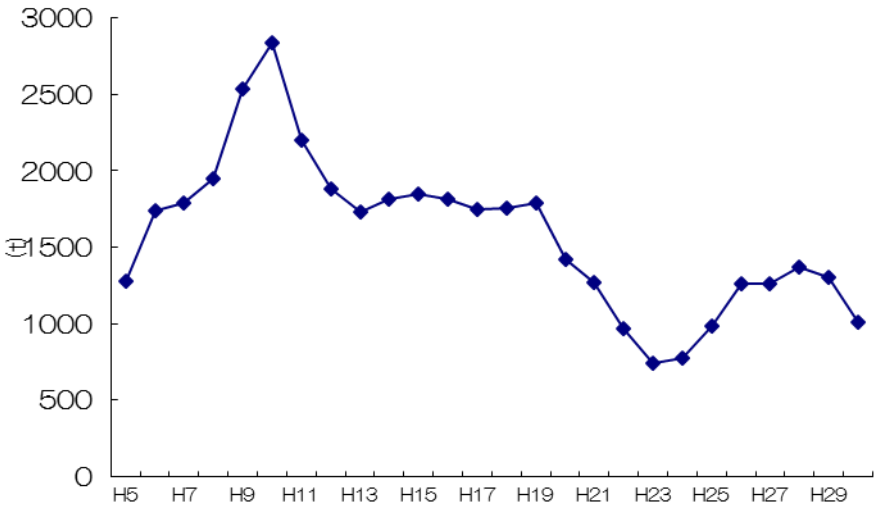

サザエ漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理目標

漁獲量は減少傾向にあるため、資源の回復を目標とする。

（３）資源管理措置

さざえ漁業（第１種共同漁業）、潜水器漁業（知事許可漁業）

当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、種苗放流、殻長制限、藻場の保全及び造成などに引き続き取り組み、資源の維持を図ることとする。

【漁業種類別資源管理】

1．中小型まき網（1（又は2）そうまきいわし、あじ、さば、まき網）漁業

（1）漁獲の状況

イワシ類、アジ類、サバ類を対象魚種とした法定知事許可である中型まき網漁業及び知事許可漁業である小型まき網漁業は、漁法の特性上、複数の対象魚種が混じって漁獲されることから、対象魚種別に管理することは難しいため、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

本県においては、県南部海区、橘湾、県北部海区、五島海区、対馬海区を操業区域として許可されており、このうち中型まき網の許認可件数は 70 件(R3.2.28 現在)である。

平成 3 年以降のマイワシ資源が激減したことから、漁獲量は減少し、平成 26 年までの直近 10 年は 80,000 トン前後で横ばい傾向であったが、平成 27 年以降は緩やかに増加しており、平成 30 年の漁獲量は 105,986 トンであった。

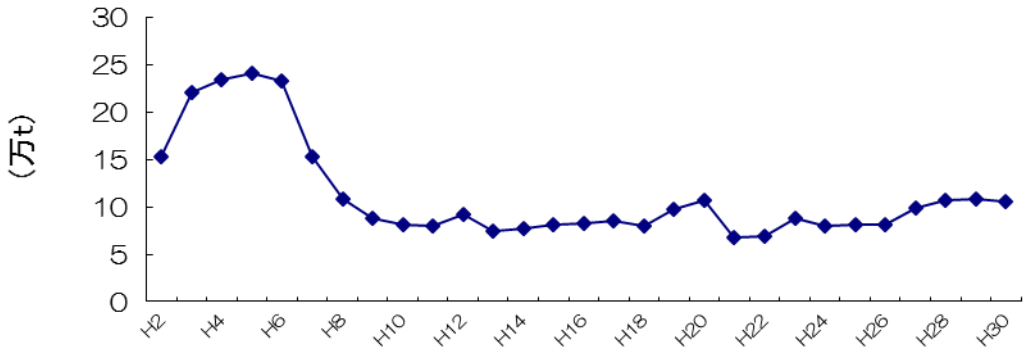

中小型まき網漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（2）資源管理措置

資源を維持させるため、漁業法に規定する長崎県資源管理方針、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するとともに、平成 24 年に策定された「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針」に基づく取組を推進するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置の他に、小型魚を主とする漁獲があった場合には、集中的な漁獲圧をかけないよう漁場移動を行う。

2．小型機船底びき網（手繰第２種えびこぎ網）漁業

（1）漁獲の状況

法定知事許可漁業である当該漁業は、本県では、イボダイ、ヒラメ、カレイ類、エソ等魚類やクルマエビ、クマエビ、アカエビ（アカエビ、トラエビ、サルエビ）、ガザミ類等甲殻類、イカ類等を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

本県においては、橘湾、有明海、大村湾、伊万里湾を操業区域として許可されており、許可件数は 208 件（R3.2.28 現在）である。

漁獲量は、平成５年以降減少傾向であり、平成 30 年の漁獲量は 614 トンでピーク時（平成 4 年：5,483 トン）の 1 割程度に減少している。

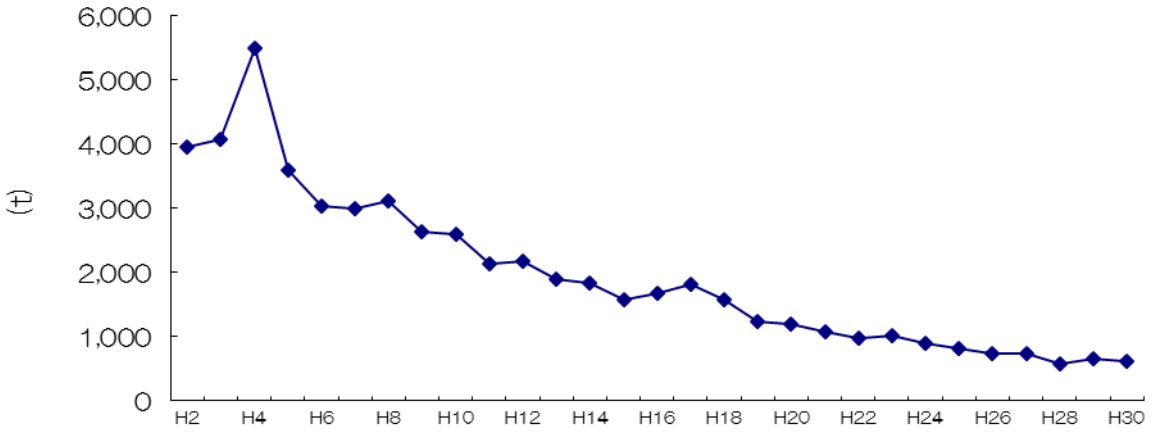

小型機船底びき網(手繰第２種えびこぎ網)漁業漁獲量
（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するとともに、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

＜橘　湾＞

①休　漁

②漁具規制

＜上記以外の地区＞

①休　漁

また、上記の措置のほか、種苗放流、小型魚の再放流などに取り組み、資源の回復を図ることとする。

３．定置網漁業

（１）漁獲の状況

本県の定置漁業は、定置漁業権に基づく大型定置網漁業及び第２種共同漁業権の小型定置網漁業が営まれており、アジ類、ブリ類、サンマ等の魚類やイカ類が漁獲されており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、概ね 15,000 トン前後で横ばい傾向で推移してきたが、平成 25 年以降は緩やかに減少しており、平成 30 年の漁獲量は 12,302 トンであった。

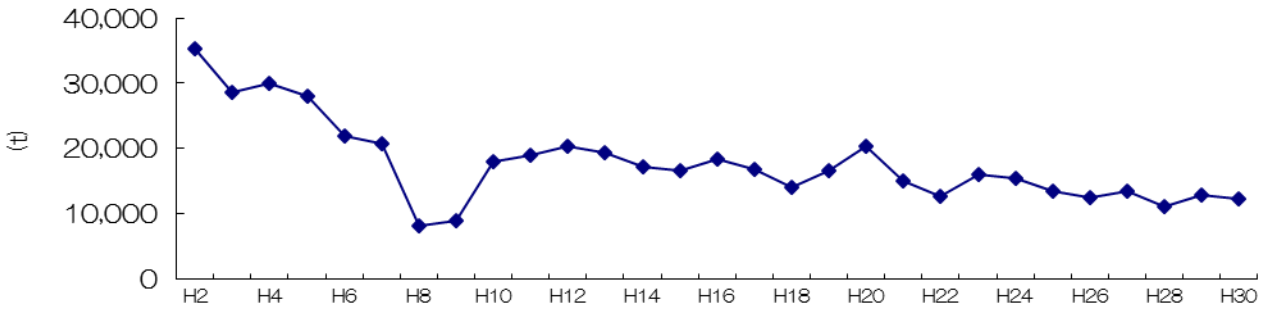

定置網漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業法に規定する長崎県資源管理方針、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、免許内容、制限又は条件を遵守

するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

＜長崎市野母地区の来る亀地先漁場＞
①漁具規制（箱網の目合拡大）
②産卵基質の設置（アオリイカ）
＜壱岐市箱崎地区＞
①漁具規制（箱網の目合拡大）
②種苗放流
＜上記以外の地区＞
①休　漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロが漁獲される場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

①休　漁（強度資源管理）

また、上記の措置のほか、種苗放流、産卵基質の設置（アオリイカ）などに取り組み、資源の回復を図ることとする。

4．いかつり漁業

（１）漁獲の状況

知事許可漁業である小型いかつり漁業（総トン数５トン以上 30 トン未満の船舶を使用するもの）及び自由漁業であるいかつり漁業（総トン数５トン未満の船舶を使用するもの）は、スルメイカ、ケンサキイカ等の複数の魚種を漁獲しており、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、平成５年以降減少傾向であり、平成 30 年の漁獲量は 4,330 トンであった。

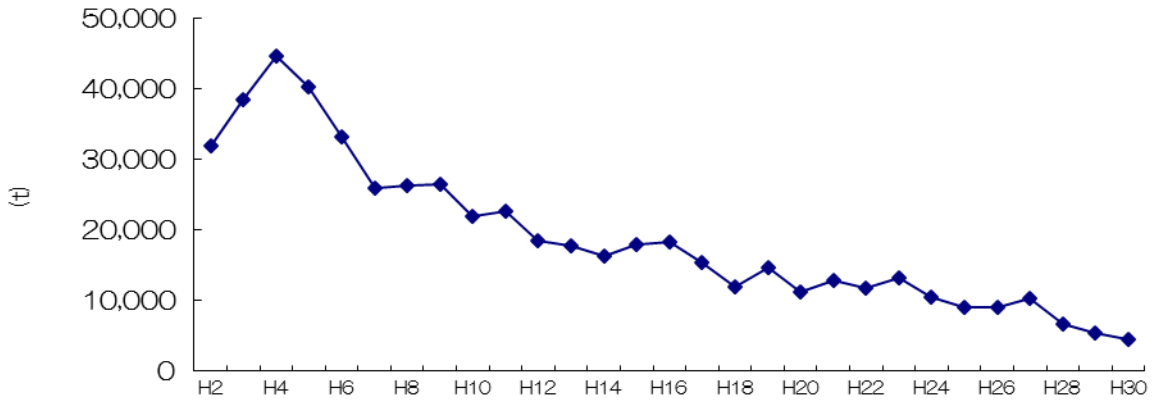

いかつり漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業法に規定する長崎県資源管理方針、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、海区漁業調整委員会指示を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記措置のほか光力上限制限の措置にも取り組み、資源の維持を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業する者にあっては、自県海域同様、当該海域における公

的規制を遵守するとともに、資源の回復のための措置についても取り組む必要がある。

5．ごち網漁業

（１）漁獲の状況

本県の知事許可漁業であるごち網漁業は、マダイ、イサキ、エソ等の魚類を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

代表漁協の漁獲量は、概ね 1,300 トン前後で推移していたが、平成 27 年以降は増加傾向にあり、令和元年は 1,823 トンであった。

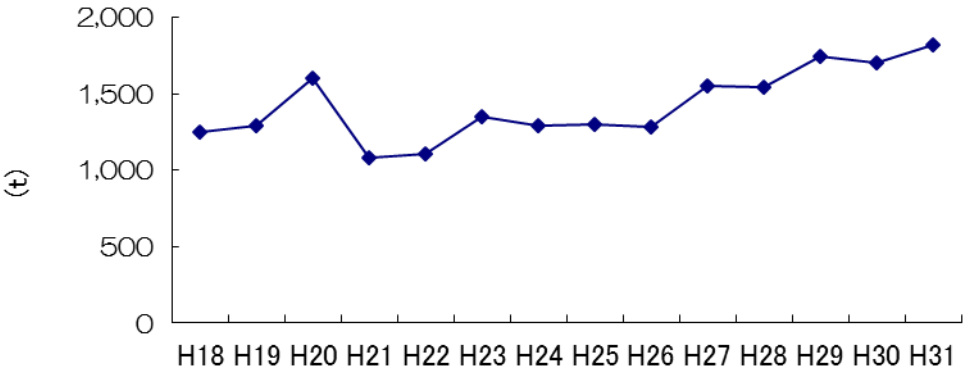

ごち網漁業漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理措置

漁獲量を維持させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、種苗放流などに取り組み、資源の維持を図ることとする。

6．機船船びき網漁業

（１）漁獲の状況

本県の知事許可漁業である機船船びき網漁業は、イワシ類、ベラ、その他魚類を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

代表漁協の漁獲量は、年変動が大きく、200～800 トンの範囲で推移しており、令和元年は 563 トンであった。

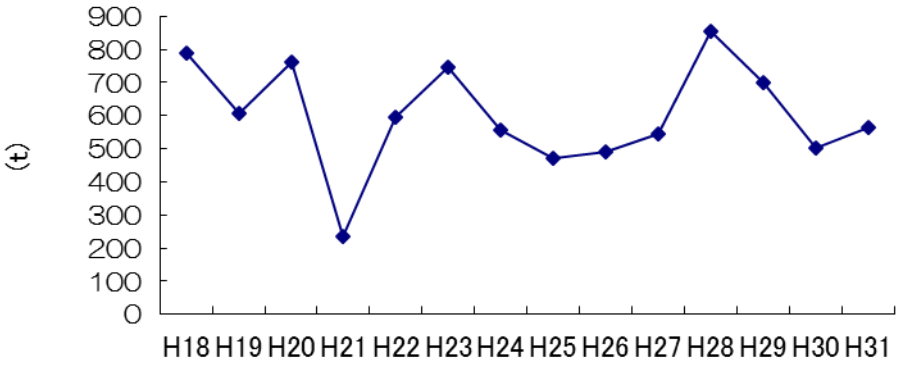

船びき網漁業漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理措置

漁獲量を維持させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

７．さし網漁業

（１）漁獲の状況

本県のさし網漁業は、知事許可漁業であるさし網漁業、固定式さし網漁業、第１種共同漁業のさざえ漁業（刺網）、第２種共同漁業の雑魚磯刺網漁業等が営まれており、キビナゴ、カレイ類、ヒラメ類、メジナ、カワハギ等の魚類やイセエビ、ガザミ類等甲殻類、サザエ等が漁獲されており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、平成 18 年までは 6,000～7,000 トンの範囲で推移していたが、平成１９年以降減少傾向にあり、平成 30 年は 3,416 トンであった。

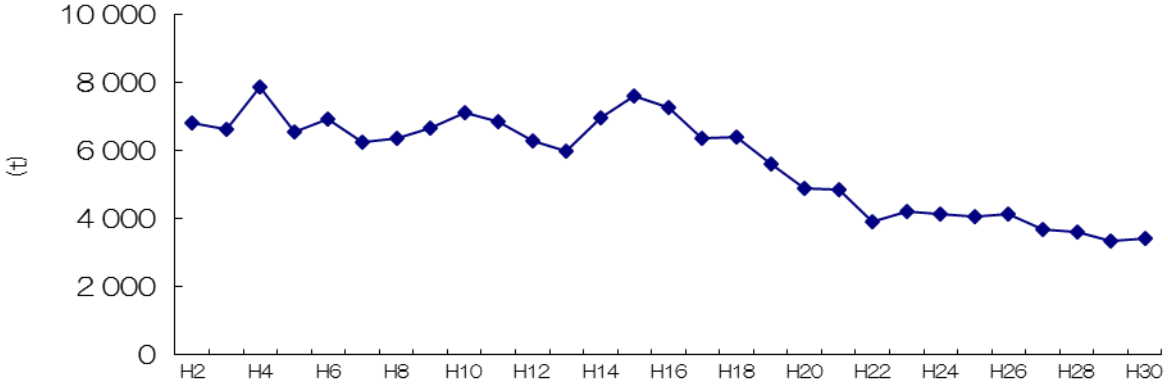

さし網漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、上記の措置のほか、種苗放流、小型魚の保護などに取り組み、資源の維持を図ることとする。

8．かご漁業

（１）漁獲の状況

本県のかご漁業（あなごかご漁業を除く）は、知事許可漁業であるかご漁業、第２種共同漁業に基づく雑魚かご漁業等が営まれており、フグ類、カワハギ等の魚類、ガザミ類等が漁獲されており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

代表漁協の漁獲量は、200 トン前後で推移していたが、令和元年は 140 トンであり、漁獲量は減少傾向にある。

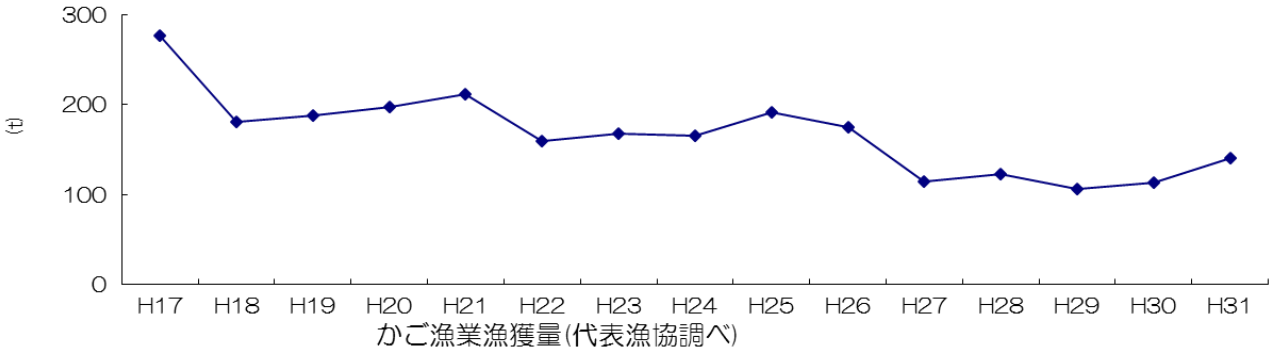

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、免許内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

9．中型まき網（しいらづけまき網）漁業

（１）漁獲の状況

本県の知事許可漁業である中型まき網（しいらづけまき網）漁業は、ヒラマサ、シイラ、その他魚類を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

代表漁協の漁獲量は、年変動が大きく、令和元年は 354 トンであった。

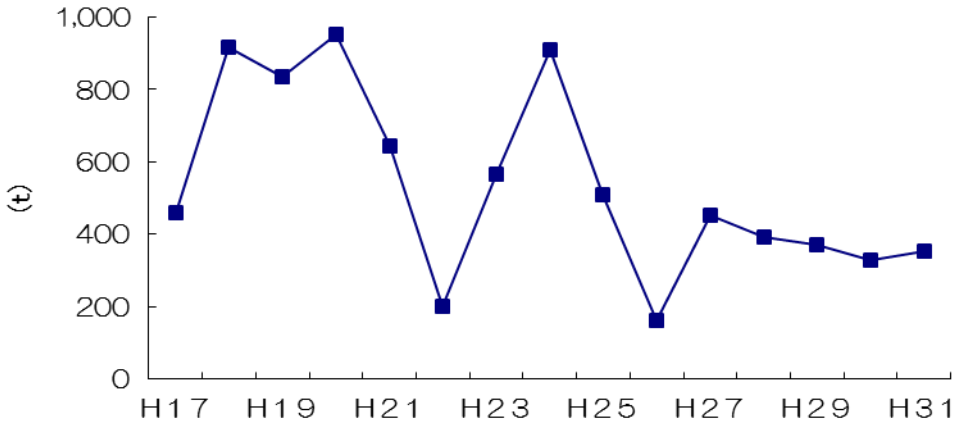

しいらづけ漁業漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要が

ある。

①休　漁

10．すくい網漁業

（１）漁獲の状況

知事許可漁業であるすくい網漁業（集魚灯を利用するものに限る）及び自由漁業であるすくい網漁業は、イワシ類、カワハギ類等を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

代表漁協の漁獲量は、年変動が大きく、200～500 トンで推移しており、令和元年は 539 トンであった。

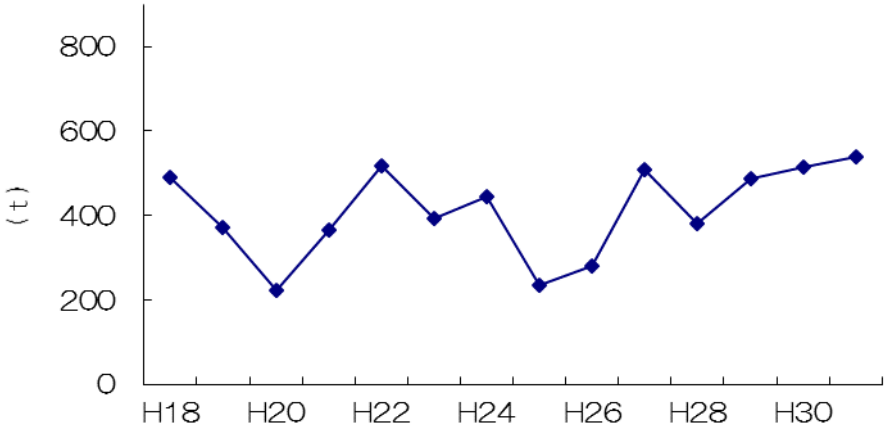

すくい網漁業漁獲量（代表漁協調べ）

（２）資源管理措置

漁獲量を維持させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

11．ひき縄漁業

（１）漁獲の状況

本県の自由漁業であるひき縄漁業は、マグロ類、ブリ類、サワラ、その他魚類、アオリイカ等を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、平成 21 年まで約 3,000～5,000 トンで推移していたが、その後は減少傾向であり、平成 30 年は 1,363 トンであった。

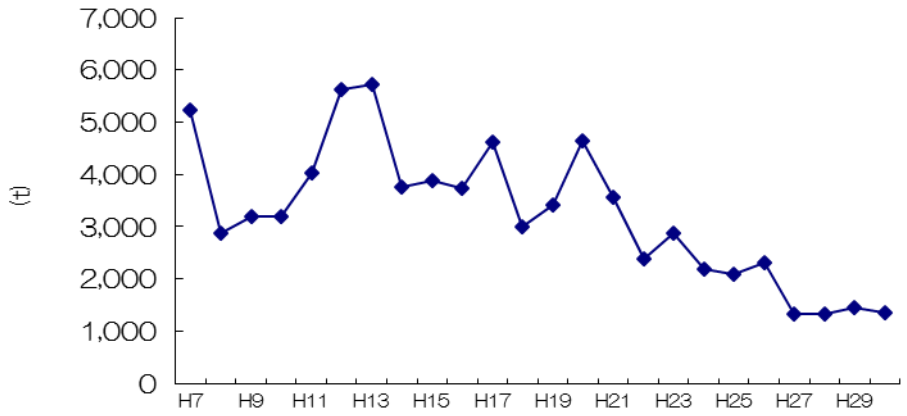

ひき縄漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

①休　漁（強度資源管理）

また、上記の措置のほか、小型魚の保護、産卵基質の設置（アオリイカ）などに取り組み、資源の回復を図ることとする。

12. はえ縄漁業

（１）漁獲の状況

本県の自由漁業であるはえ縄漁業は、マグロ類、ブリ類、カサゴ、アカムツ、クエその他魚類を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、約 2,000～5,000 トンで推移しており、平成 30 年は 2,922 トンで近年の漁獲量は増加傾向にある。

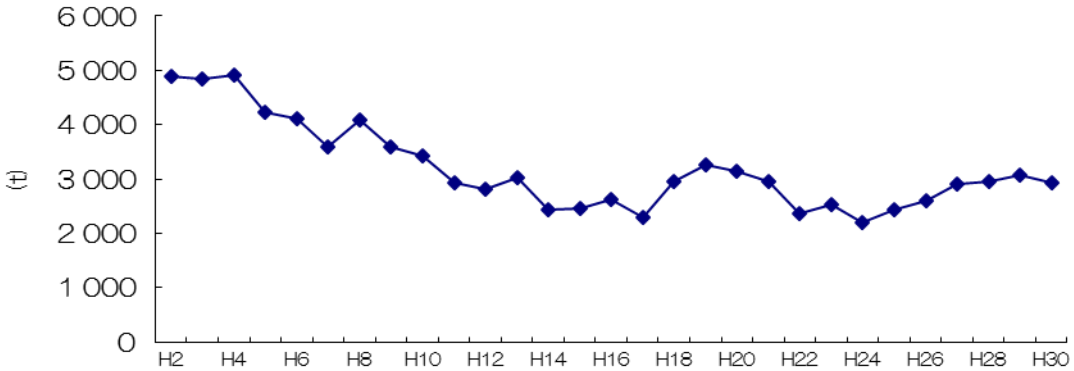

はえ縄漁業漁獲量(農林水産統計)

（２）資源管理措置

漁獲量を維持させるために、当該漁業においては、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休　漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

①休　漁（強度資源管理）

また、上記の措置のほか、種苗放流などに取り組み、資源の維持を図ることとする。

13. 釣り漁業

（１）漁獲の状況

本県の自由漁業である釣り漁業（立縄を含む）は、ブリ類、イサキ、マグロ類、メダイ、その他魚類を漁獲しており、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

漁獲量は、減少傾向であり、平成 30 年は 3,261 トンであった。

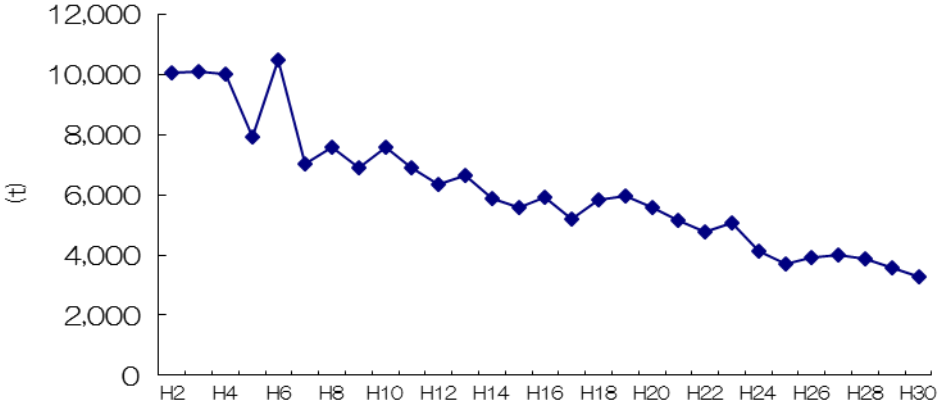

釣り漁業漁獲量（農林水産統計年報）

（２）資源管理措置

漁獲量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

＜イサキ一本釣り漁業(集魚灯を利用するものに限る)＞

①漁具規制

②漁獲物規制

＜上記以外の釣り漁業＞

①休　漁

また、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

①休　漁（強度資源管理）

また、上記の措置のほか、種苗放流などに取り組み、資源の回復を図ることとする。

第３　資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Ｐｌａｎ）、実施（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔ）のＰＤＣＡサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後４年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持･回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する（図１）。

② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。

③ 指標は、対象魚種の資源量やＣＰＵＥの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やＣＰＵＥの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする（図２）。

④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

【図１：資源管理計画の評価・検証（PDCA サイクル）】

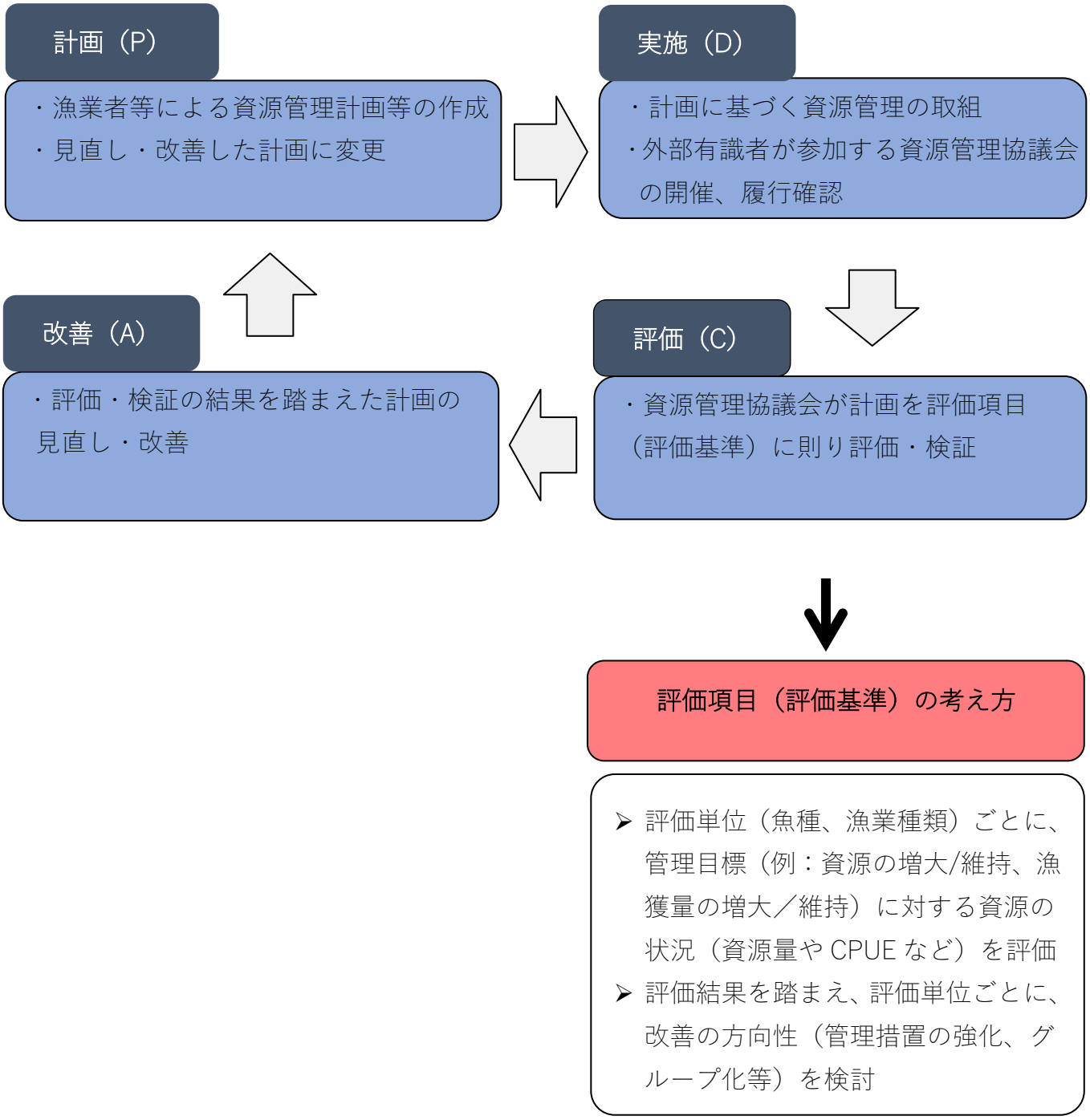

【図２：資源管理計画の評価・検証手順例】

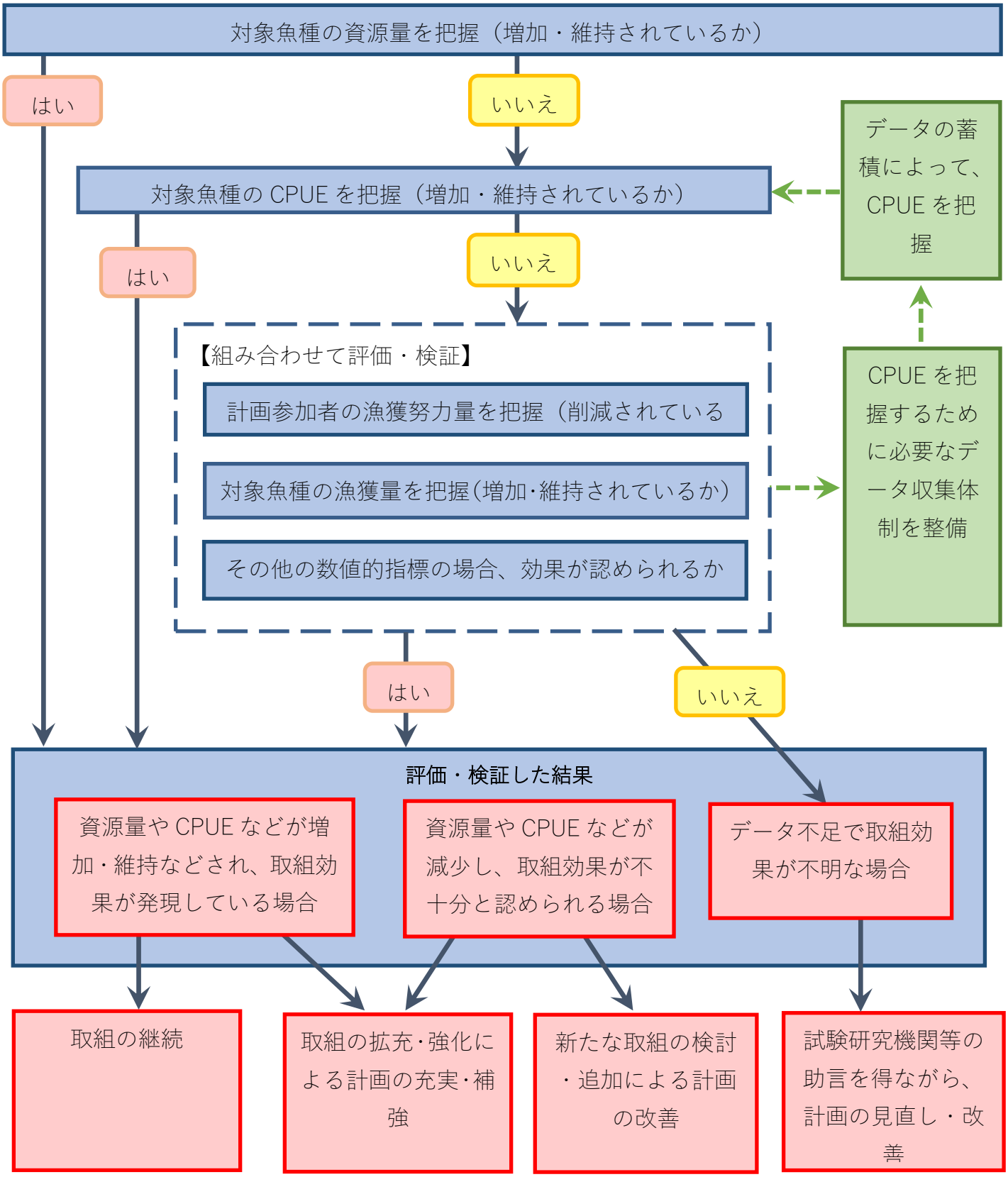

第４　その他

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、長崎県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、県の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は休漁期間中も含め種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の各資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	・各漁業者作成の操業日誌 ・市場荷受伝票又は漁協仕切伝票 ・停泊時写真
漁具規制	・漁具の写真、操業設備の漁協長による証明書
漁獲物規制 (漁獲物重量制限)	・漁協仕切伝票 ・市場水揚伝票
操業時間制限	・各漁協記録の日別、操業時間簿(出漁時刻、入港時刻)
種苗放流	・種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・種苗放流に参加した証拠書類
産卵基質の設置	・産卵基質の設置に要した経費を負担した証拠書類 ・産卵基質の設置に参加した証拠書類
藻場の造成等	・藻場造成等に参加した証拠書類